

午前10時30分開会

○池田分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会保健福祉分科会を開会いたします。以降、着席にて進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

決算調査の進め方について、お諮りいたします。

当分科会では、議案第38号、令和2年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてのうち、保健福祉委員会所管分を調査いたします。お手元に決算調査についての案を配付しております。

1、調査方法については、理事者からの説明は決算関係資料の配付をもって代え、特に説明を要する場合のみ行うことといたします。原則として「目」ごとに質疑を受けることとし、事項が少ない科目については項ごとにいたします。各理事者においては、主要施策の成果等の説明がある場合には、目または項ごとの冒頭で説明をお願いいたします。

2、理事者の出席については、部長及び庶務担当課長は常時出席といたします。ほかの理事者は所管分の調査時のみ出席とし、それ以外は自席待機といたします。

3、調査日程については、本日は一般会計の歳出、3保健福祉費のうち保健所所管以外の部分を調査いたします。明日は一般会計の歳出、3保健福祉費のうち保健所所管分と、9諸支出金のうち保健福祉部所管分、一般会計の歳入、国民健康保険事業会計の歳入・歳出、介護保険特別会計の歳入・歳出、後期高齢者医療特別会計の歳入・歳出の調査を行います。

4、分科会決算調査報告書については、分科会で論議された項目及び総括質疑において論議することとした項目を記載し、分科会の会議録を添付した上で、10月1日金曜日に予算・決算特別委員長に提出いたします。

次に、持参資料を確認いたします。

決算書、決算参考書、決算関係資料、主要施策の成果、決算審査意見書、事務事業概要保健福祉部のⅠとⅡ、以上ですけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

また、財政課及び会計室から分科会の報告を即刻行うため、後方の席にパソコンを持ち込んでタイピングしたい旨の申出がありましたので、これを許可しましたのでご了承ください。

限られた時間での調査となりますので、説明、質問、答弁、いずれも簡潔になるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、調査に入ります。

項の1、保健福祉管理費の調査でございます。

項1の保健福祉管理費の目は1保健福祉総務費のみでございますので、まず、そちらの目、保健福祉総務費の調査を行います。決算参考書の166ページから169ページです。

執行機関から、特に説明を要する事項について、説明をお願いいたします。

○佐藤福祉総務課長 私のほうからは、保健福祉総務費のうち、決算参考書168ページの項番9、社会福祉協議会支援について、ご説明いたします。主要施策の成果51ページ、事務事業概要69ページになります。

社会福祉協議会は、子育て支援から高齢者の見守りまで、様々な地域福祉活動を通じ、地域住民と顔の見える関係を築くとともに、ボランティア団体、企業、区と連携しながら、地域福祉の向上に努めております。区内では、ひとり暮らし高齢者の増加、地域を支える町会、ボランティアの高齢化、マンションの増加を中心とした地域コミュニティの変化など、地域福祉の課題が顕在化しており、地域福祉活動における社会福祉協議会の役割はますます重要さを増しております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による地域福祉活動が制限されるなど、厳しい状況の中での実施となりましたが、オンライン会議や動画配信等を活用した事業に積極的に取り組みました。さらに、令和3年4月1日に万世橋出張所・区民館内にオープンしたアキバ分室の開設を中心に、事業拡大に向けた組織体制の整理、区の成年後見制度利用促進基本計画の策定を見据えて、権利擁護活動計画の策定準備などに取り組み、令和2年度の予算の執行率は92.0%でございました。

ご説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。説明が終わりました。

ほかに説明ありますか。

○小阿瀬生活支援課長 それでは、主要施策の成果49ページ、24番、応急資金貸付でございます。決算参考書ですと166ページでございます。

こちらは応急に必要なとする費用の調達が困難な方を対象に応急資金を貸し付けておりますが、昨年度から新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、生計維持のために緊急に貸付けを必要とする場合も、災害資金と同様に貸付けを開始したものでございます。

事業の実績につきましては、各種公的機関等の給付など、拡充もありまして、結果、貸付けが少ない状況でございましたが、本年度以降もこれらの対象とならない需要に対しまして資金を貸し付け、生活の安定と福祉の向上につなげていきたいと思っております。

続きまして、主要施策の成果50ページ、25番の生活困窮者自立支援でございます。決算参考書は同じく166ページでございます。

こちらは生活困窮者の自立促進を図るため、各種の相談支援等を行ってございますけれども、昨年度から、生活保護に至る前の支援体制を強化する一環として、また新型コロナウイルスの影響によりまして相談増等への体制を強化していくため、支援体制の強化、充実を図ったものでございます。具体的には、相談員を増員、相談とともに各種事業の一体的な実施、子どもの学習・生活支援事業の対象学年を高校生まで拡充、こうしたものをしたものでございます。

今後も生活困窮者自立支援の必要性の高まりに対応していくため、包括的な相談支援体制の維持向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。ほかに説明ありますか。（発言する者あり）はい。

それでは、委員からの質疑を受けます。（発言する者あり）

○岩佐委員 はい。167ページの6、生活困窮者自立支援の自立相談支援の②子どもの学習・生活支援について、今ご説明があったところです。高校3年生までの拡充ということで49人。大変、もっと拡充していただきたいということで、すごくいい事業だと思うんですけど、これは事業者さんをお願いしていて、私もちょっと見させてもらっ

た部分があるんですけども、やっぱり基本的には数人でテーブルを囲んで、塾の形式でやっているということで、学習支援としては、まず一番最初には、塾に行けないお子さんの支援なんだろうと思います。ただ、この学習支援ということに関しては、やっぱりもうちょっと、当初の目的としてはというか、厚労省が半分出しているんですよ、その半分出している部分の目的としては、やっぱり勉強する習慣のない子どもに対して、計画させたりとか、あるいはちょっと居場所的なものとかも含めて、ちょっとやっぱり単なる勉強を教えるだけということではないと思うんですけども、その辺りはどういった一番最初のスタートで、事業者さんにどの程度お願いしているんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 委員のご指摘のとおり、現状から学習だけの支援ではなくて、そういった居場所づくりのところもやるようにというところで、国のほうからも、私どももそのように考えているところは同じでございます。

当初は学習の支援ということでやっておりましたけれども、現況はそういった居場所づくりという面も、考慮、考えるようにしております、今はコロナでなかなか行っておりませんが、まずは保護者も含めて、そういった学習だけではなくて、学習環境をどのようにしたらいいのかとか、またお子さんの生活の部分とか、また親御さんのそういった学習に対する支援とか、そういったアドバイスなんかもさせていただいたりとか。

あと、居場所というところであれば、ちょっとしたおやつ時間とか、そういったところも含めて、社会のつながりということも含めて事業をやっているところでございます。現在は、ちょっとコロナの関係で、食事のところはちょっとやっていないところでございますけれども、そういった状況でございます。

○岩佐委員 時間を見ても、実はそんなに学習支援とか勉強の計画立てとか、そんなことができるほどの時間と人数ではないんですね。基本は学習ですけども、ただ、今の、多分、運用では、当初、区が考えていたやり方だと少し時間も回数もちょうと少なく、あるいはあちらの対応してくださっている人数もちょうとそんなに多くないので、もちろん例えばZoomとか、あるいはオンラインを活用して保護者との時間がちょっとあるとか、それはちょっと見えてきていないんですけども、そういったいろんなツールを、保護者さんが来てくれると、もちろんないし、居場所的なものにも、時間で確かに、来て来なくてもいいよという感じの気楽な感じで、来たら何となくみんなでテーブルを、寺子屋的にやるよねという。ただ、別にそこでコミュニケーションを取れている、取るわけでもないんですね、ただ静かにみんなで勉強するという環境ですので、もっとちょっと一歩進めた、いろんな多様な大人との関わりですとか、そういった生き方みたいなのところも、どこまでやらせるんだという話にはなるんですけども、人数とか時間とかの拡充も含めて、ちょっとこれはしっかり元の趣旨に立ち返っていただきたいなと。

特に、49人というの、あと周知の仕方もちょうとやっぱり、これ、こっそり、やっぱりやっているんですね。場所もちょうと公表されるわけではないし、そういう趣旨は分かるんですけども、だから知らない親御さんもいると。これ、対象者が生活困窮の方あるいは生活保護世帯というふうに特定はしているんですけども、やはり例えばシングル家庭の家とか、子どもの居場所がない、あるいは学習環境がない、そういったお子さんもいらっしゃるの、国の立てつけとしては困窮者という対象者ですけども、ちょっとそうじゃない部分も、それはこちらだけじゃないと思うんですね、子ども部の話にもな

ってきてしまうので、ちょっとこちらだけではないのは理解しているんですけども、どこまで生活困窮というところから広げてやっていくのか、ちょっとそこは考え方としてお持ちでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 おっしゃるように、学習だけではないという部分がございますので、令和2年度からはそういった、コロナの影響もありましたので、Zoomによる、そういったことも検討を行わせていただいております、これもちょっと進めてまいりたいなというふうに思っております。また、通信教育、こういったところで、プリントなどを用いて、自宅でもできるような学習方法、そういったことも実施させていただいております。

居場所については、なかなか課題もあるのかもしれませんが、感染対策をしっかりした上でやっていきたい。

また、周知のことも、校長会等々もございますので、学校に対して周知したりとか、また広報とか、そういったことを通じて、より広く知っていただくようにしていきたいなというふうに思っております。今後拡充を、参加人数も、現在49人という形ですけども、少しずつ拡充を考えていきたいと、このように思っているところでございます。

○長谷川委員 関連で。

○池田分科会長 関連で。

長谷川委員。

○長谷川委員 この子どもの学習支援のところでは、当初、子ども食堂みたいなことも含めて、食事を提供してということがあったと思うんですね。コロナ禍でやっぱり収入が減ってという、困っている方がいらっしゃる状況で、なかなか大勢で集まることもできないし、食事というのも難しいとは思うんですけども、何かそこで食事を提供できないのであれば、その代替えのものを何か工夫をしてくださることが何かできなかったのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 令和2年度、これまでににつきましては、食事に代わるものというところではなかなか実施が難しいところでしたけれども、様々なものを、教材の関係とかもいろいろあると思うので、ちょっと少し幅広なところから、まずはちょっと検討していきたいなというふうに思って、拡充に向けて検討していきたいなというふうに思っております。

○長谷川委員 少ない区の中の子ども食堂であったりとか、そういうところもご案内していただくとか、もっとさらなる工夫をしていただきたいと思いますので、どうぞお願いいたします。

○小阿瀬生活支援課長 関連する部署とも情報共有させていただきながら、検討してまいりたいと思います。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○飯島委員 関連で。

○池田分科会長 関連で。

飯島委員。

○飯島委員 学習支援は、以前はNPOがやっていた時期がありましたよね。そこから替わったわけですけども、予算か決算の特別委員会の中でも、分科会でも論議されたと

思いますけども、生活困窮者というふうに限定すると、やはりちょっと行きづらかったり、周りの目を気にしたりとかということもあるので、さっき岩佐委員が言われたように、もうちょっと幅広くということで対応していただきたいというふうに思うんですね。

事務事業概要には、「生活困窮世帯等」となっているわけなんですね。この中には、やはりネグレクトとか、いろんな、家庭の生活上困難を抱えている、そういう方を対象にするという意味では、もうちょっと気軽に参加できるような、そういう体制に、システムにできないんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 気軽に参加していただく、人数の関係もありますけれども、そういった色彩は大変重要かと思っておりますので、そこら辺は自由に参加できるような方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

○飯島委員 その場合に、今現在49名、えっ、何名だっけ、やっていらっしゃるのは、何か所で、そこにつく指導員みたいな、指導される方が何人という、現状あるわけですよ。人数が広がった場合に、これがまた場所を増やすと、会場を増やすとか、対応する人を増やすという、そういう可能性というのは、状況はあるんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 おっしゃるように、場所と人数が増える形になっています。現状3か所で行っておりますけれども、増えていくと、場所の問題もありますので、そこはちょっと、場所との関連の検討が必要になってくると思います。

○飯島委員 広げていけると。はい、いいです。

○池田分科会長 はい。

ごめんなさい。最初に示せませんでしたけれども、最初はこの166ページの目の1のうち1番から8番まで、このページの中で質問があれば、お願いいたします。

○長谷川委員 はい。4番の風ぐるまについてです。166、167ページで、事務事業概要が55ページですね。

以前からバス停にベンチを設置していただくようお願いしてあったところですが、2年度はベンチの設置が進んでいる箇所があったでしょうか、お願いします。

○佐藤福祉総務課長 申し訳ございません。2年度にどの程度設置ができたかという数を確認しておりませんが、令和3年度中に停留所の環境整備に取り組むということで、停留所ごとの状況の確認をして、改善できるところから改善するというので、今、職員が進めておるところでございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。できるだけ増やしていただきたいということと、やっぱりコロナ禍で出かけられない方々が、なかなかこう、外出できないところが地続きで移動できるという大切なところなので、進めていただきたいと思います。待つ時間も長くなるのでね、1時間に1本ということなので、比較的早めにバス停にいらっしゃるので、そこは進めていただきたいと思います。

それで、以前から障害者であったり、高齢者のバスのパスを無料化していただきたいということもお願いしているんですけども、そういうところでは広告収入とか、どんどん増やしていただきたいと思うんですけども、その中での広告収入の、まあ、金額が分かればですけどね、どのくらい工夫されて増えているのか。

あと、バスの中の画面がありますよね、ディスプレイというか、モニター。そこに広報とか載っているんですけども、それをもっとコロナ禍の周知ができればいいのかなと

思うんですけども、例えばこの前の、妊婦さんの、何でしたっけ、ワクチン接種の安全性のことについてとか、コロナの注意事項とか、そういうことももっと流してもらいたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 広告収入でございますけれども、ちょっと前年との比較を、すみません、申し訳ございません、しておりませんでした。が、広告収入としては、ポスターが19件、ステッカー13件、音声132件、収入といたしまして49万5,914円となっております。こちらの、ちょっと増減については、後ほど確認の上、また改めてご報告させていただきたいと思っております。

広報につきまして、2点目でございますけれども、広報につきましては現状もコロナウイルスの感染症対策についての情報提供等しているところですが、内容の検討等は今後させていただきたいと思っております。

○長谷川委員 よろしくお願ひします。

○池田分科会長 よろしいですか。

○長谷川委員 はい。

○米田委員 関連で。

○池田分科会長 関連で。

米田委員。

○米田委員 風ぐるまなんですけど、ちょっとしばらく離れていたのだから分らないんですけど、運行のダイヤ改正というのは、この会議体というのは、2年度、やられていたんでしょうか。教えていただけますか。

○佐藤福祉総務課長 前年度になります。が、3月に運行協議会の開催がございました。昨年度行った調査検討の結果を踏まえまして、今後の風ぐるまの方向性について議論されたもので、その際にはダイヤの件も話題にはなっていたんですけども、風ぐるまという福祉交通という性質上、もう少し事業と連携した運用を検討できないかというような意見が出されたものと認識しております。

○米田委員 この風ぐるまは様々な意見が出ているのは僕もよく知っていますけど、その辺の会議をやっていただいていると。

正式なダイヤ改正というのは、いつでしたでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 風ぐるまにつきましては、今年度の大体12月頃をめぐりに調査検討を終えまして、来年度、令和5年度からの、新しい運行事業者を募集するタイミングがありますので、それに向けた仕様の検討等を進める予定になっております。そのタイミングで、調査検討の結果を踏まえましたルートですとかダイヤですとか、見直しを図るものと考えております。

○米田委員 その際は、利用されている方はもちろんですけど、幅広く周知していただきたいんですよ。非常に様々な意見がありますので、そういうことを知らせることによって、また、何だ、安心とか、そういう部分につながってくると思うんで。その辺のところ、いかがですか。

○佐藤福祉総務課長 風ぐるまにつきましては、なかなか皆様のご要望を全て満たすということができない中で、また経済性も考慮すべきところで、どこが着地点になるかというのは事務局としても非常に苦慮しているところでございますが、なるべく、決め打ち

でこうなりますということではなくて、少しご意見を伺うタイミングも工夫して設けながら進めてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○池田分科会長 関連で。

西岡委員。

○西岡委員 私も以前、風ぐるまの件で一般質問させていただきまして、今回、例えばですけれども、ルートの見直しも含め、年末のほうに行われるということですが、例えば現状、日々変わる中で、麴町出張所の和室の代替施設として麴町二丁目のビルをお借りしている。その中で、やはり和室ということもあって、利用者が比較的高齢の方が利用しているということで、そういう場合の見直しの中に含まれるというか、例えばそこに停留所を設置するとか、全体的に、もちろん麴町だけではないんでしょうけれども、どういうふうに決めていくのか、教えていただけますか。

○佐藤福祉総務課長 全体の事業者の選定に向けた全体の見直し等とは別に、麴町出張所の区民館の拠点が分かれるという件については、麴町出張所長のほうからも情報提供を受けておりまして、バス停の設置ができないかということで相談はしているところでございます。ただ、新規のバス停の設置は、道路管理者であるとか警察であるとか、非常に調整が複雑で、また時間がかかるものですので、まだ今具体的な検討には入っていませんけれども、今後の利用状況を見て検討してまいるということで、今話し合っているところでございます。

○西岡委員 分かりました。出張所長とも話を重ねているということで安心しましたが、いずれにしても区民の方とよく話し合われて、ご意見を聞いていただいて、設置を進めていただけたらというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○佐藤福祉総務課長 利用実態を踏まえまして、また関係者との調整を図りながら進めてまいりたいと思います。（発言する者あり）

○池田分科会長 はい。すみません。私からもちよっと関連といたしますか、事務事業概要で参考までにお伺いしたいんです。

普通定期券というのを発行されているようなんですけれども、その辺りの利用状況というんですかね、どのぐらいの方がこれを購入されているのかなと思ってお伺いしたいんですけれども、いかがでしょう。

○佐藤福祉総務課長 令和2年度の実績で申し上げます。非課税の方の1年券の発行が328件、障害者の手帳をお持ちの方の発行実績が165件、その他の一般の課税の方の発行は1か月券、3か月券、6か月券、1年券となっております。ちょっと続けて申し上げます。1か月券が8件、3か月券が14件、6か月券が6件、1年券が24件、計545件でございます。

○池田分科会長 はい。続けて、普通定期券というんですよね、これ、区外の方にも販売しているということなんですけど、その辺りはいかがでしょう。

○佐藤福祉総務課長 ご説明が不十分で申し訳ございません。事務事業概要の1か月券のところ、先ほど申し上げた8件。上から順番に8件、14件、6件、24件というふうに対応しております。（発言する者あり）

○池田分科会長 暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○池田分科会長 はい。分科会を再開いたします。

ほかに質問ございますか、ほかの。

○米田委員 さっきもやっていたんですけど、生活困窮者自立支援のところ、先ほど課長から説明いただいたんですけど、支援員とか相談体制を充実したと。これはもう非常にありがたいことなんですけど、実際の人数、例えばこう増やしたとか、何名になったとか、この部分はこういう人を入れたとかというのがあったら教えていただけますか。

○小阿瀬生活支援課長 職員の変遷でございますけれども、令和元年度までは2人という相談員でございましたけれども、令和3年度から、困窮相談を充実するというところで、年度当初3名になりまして、それから5月、相談がコロナの関係でちょっと増えてきたというところで、年度途中から4名という状態で、現状4名の相談員の体制になってございます。

○米田委員 相当相談が増えていると思うんですけど、この、現状4名で、ほかの、もともといらっしゃる方も含めてなんですけど、これで十分、今のところ大丈夫と認識してよろしいですか。

○小阿瀬生活支援課長 相談件数で見ますと、昨年の5月がピークでございまして、それから徐々に減少してきておりますが、まだ例年の2倍程度はありますけれども、現状ではこの相談員の人数で行こうかというふうに考えておりますが、今後相談が増えてきたりとか、またいたしましたら、ちょっと拡充のほうは常に検討の俎上には上げておきたいなというふうに思っております。

○米田委員 ぜひともよろしくをお願いします。

で、この相談内容なんですけど、多岐にわたっていると思います。特に若い方なんか、働ける方もいらっしゃるんで、就労支援につなげていくと思うんですけど、この就労支援なんですけど、様々な方がいらっしゃるんで、例えば力仕事を勧められても、なかなか難しいと、入った場合、すぐにやっぱり離職してしまうという方もいらっしゃると思うんですね。この辺のマッチングに対して、どういったアドバイスとか、どういった取組をやっているか、ちょっと教えていただけますか。

○小阿瀬生活支援課長 生活困窮者の対策につきましては、生活保護に至る前の、一つ前のネットということで、今申し上げました就労支援なんかもございますけれども、様々な、まずは生活と就労に関する相談に対しまして、困窮法に基づく支援を行っているところでございます。

例えばですけど、家賃に困る方については住居確保給付金の支給でありますとか、また、本当に宿に困っちゃっている人に対しては一時生活支援ということで行っていただいたりとか、そのほか、就労自立に向けた支援ということで就労準備支援事業とか、あと、家計のほうから見える化するということで家計改善事業とか、先ほど申し上げた子どもの学習・生活支援とか、それぞれ相談者の状況に応じて様々な支援を、お手伝いをしているというところでございます。

○米田委員 やっていただけていると思っております。ただ、今、ちょっとまた変わってきてまして、ハローワークに行かないといけないとか、そういった条件がちょっと緩和されているのもありますんで、その辺もしっかり情報をつかんでいただいて、しっかり支援



していただきたいなと思います。

あと、もう一つなんですけど、ハローワークで、就職をすぐしなくても、いわゆる勉強しながら頂ける手当とかもありますので、例えばそういったところでITが向いている方とか、そういった事業をやりたいという方は、そういうところをしっかりとニーズに合わせてやっていただきたいなと思っていますんですけど、いかがですか。

○小阿瀬生活支援課長 おっしゃるように、国の行っている給付とか、また、そういった支援事業のほうの他制度の紹介もしていきながら、この困窮法に基づきまして、支援を一体的に支援したいというふうに思っております。

○飯島委員 関連。

○池田分科会長 関連で。

飯島委員。

○飯島委員 この相談員の方なんですけど、この相談員の方の身分はどういうものなのか、また、委託してやられているのか、そこら辺のことをちょっと伺いたいと思います。

○小阿瀬生活支援課長 まず、業態のほうは令和2年度から委託のほうをさせていただいておるところでございます。

相談員の身分につきましては……。すみません。

○池田分科会長 休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時03分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

生活支援課長。

○小阿瀬生活支援課長 委託の事業でございますので、委託をする中で、相談員として主任相談員と、あと就労支援の相談員、あと相談員2名ということで、それぞれやっております、資格については精神保健福祉士とか社会福祉士の資格を持っている人たちになります。

以上でございます。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 その委託料をちょっと教えていただきたいのと、もう一つは、相談も、これ、新規で受け付けているのが1,013ですが、何回かにわたって、二度、三度、複数、相談というのもあると思うんですね。これは人の、相談に来た方の数がこの数だということで、回数というのはいくらでも多くなるということなんでしょうか。その2点。

○小阿瀬生活支援課長 まず、相談件数につきまして、この1,013件は新規相談件数でございます、累計になりますと多くなる状況でございます。

○飯島委員 何倍にもなるのね。

○小阿瀬生活支援課長 決算の委託料の金額でございますけれども、決算額で3,807万1,937円という状況でございます。（発言する者あり）

申し訳ございません。こちらは生活困窮者自立支援の全体の金額でございます、委託料に関わる部分は2,966万7,000円でございます。

○飯島委員 そうすると、委託料の中で相談員の方の日給なり賃金が払われているわけですよ。相談員の方の日給まで把握はされているんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 予算を請求するときに、どれぐらいかというのは積算等々はするんですけども、ちょっと今、幾らかというところまではちょっと分からない状況でございます。すみません。

○飯島委員 資格を持った方で、きちんといろんなことをご存じの方が対応されているとなると、それなりの、やはり賃金というのが必要になってくると思うんですね。そういう中で、やっぱり、非常に的確な相談に乗ってもらおうというためには、それだけのスキルというのにも必要だと思うので、その身分保障というんですかね、そういうものもきちんと把握していただきたいなというふうに思います。

これはこれからのことで、今は賃金を把握されていないというようなことだったのであれですが、分かりますか。

○歌川保健福祉部長 委託という形なので、私どもはその方の、もちろんおっしゃるように働いている方が必要以上かというと、すごく少ない金額で働くというようなことがあってはいけないと思いますけども、私どもは、今、精神福祉士であるとか社会福祉士であるとか、身分を持っている方が一般的には幾らぐらいの収入を得ているかと。これは、公表されている金額を基にして、私どもは見積り、積算をしていきまして、それに加えて、どういう支援をしていただきたいかと。委託事業として、要求する委託の仕様の中で具体的に、これぐらいの対象の方に対して、どういう仕事をしてもらおうかということも示した上で、事業者さんのほうから、プロポーザルという形になるので、具体的にそれぞれの事業者さんのノウハウを示していただいて、事業者さんを選んでおります。

そういう点で細かく、例えば私ども、直接職員のように、賃金が幾らでというようなところまでは把握しておりませんし、またそこまで事業者さんのほうには今の段階では求めておりませんので、分からないというのが正直なところですけども、ご心配のように、極端に少ない金額であってはいけない、それによって仕事の質が落ちてはいけないということもございますので、今後、聞ける範囲で、事業者さんのほうも示せるもの、示せないものがあると思いますので、きちんとした身分保障がされているかどうかというのはチェックをする、委託する側としてチェックをするという意味で確認していきたいと思っております。

○池田分科会長 はい。よろしいですね。

○飯島委員 はい。

○池田分科会長 すみません。6番に今戻っちゃっているんですけども、ここの生活困窮者自立支援の目のところ——目じゃないですね、6番のところはいかがでしょうか。ほかに質問がありますか。

○飯島委員 (4)の路上生活者対策なんですけども、これについて、ちょっと2点ほど伺いたいんですね。

一つは、路上生活の方、ネットカフェ難民だとか、いろいろおありだと思うんですけども、区役所に来た場合に、その受け取る、提供するものが非常食であったりということで、苦情といたしますかね、そういうものが出されていた経過があります。

以前も論議になったかと思うんですけども、そのときにちょっと、こう、缶詰は渡してもいいけれども、おにぎりを買うお金だとか、ちょっとしたお金を出すような区もあって、本当に当座しのぎの金額ですけども、そういうお金をプールできないのかどうかという

ようなお話をしたことがあったと思うんですね。そのことについては、何かその後、検討されたようなことがあるんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 まず、現金を役所に置くことにつきましては、ちょっと、何というんでしょうかね、多量の現金を置くということは少し消極的に考えておるところでございませけれども、それ以外の食料とか、そういったことにつきましては、現状では災害応急の食料をお渡ししていたりとかするところもありますけれども、これにつきましては、例えば充実するとか、そういったことも、検討の俎上には上げることはできるのかなというふうには思いますので、そこら辺はちょっと幅広に、まずはちょっと研究させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○飯島委員 もう一点は自立支援センターの現状なんですね。多分定員に満たない状況が続いているのかなと思うんですが、その現状はどうでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 今現在、9月24日現在、70名定員中31名が入寮しているという状況でございます。

○飯島委員 で、その空き室なんですが、路上生活者の方で今晚泊まる場所がないんだよというようなときに、この自立支援センターを、応急避難場所といいますかね、そういうことで、まあ、これは千代田区だけがやっているわけじゃないですけども、提供するということは可能なんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 自立支援センターは、緊急一時保護ということが、まず1番目の目的でありますので、そういった方も緊急的に入所するということがあります。

○飯島委員 ああ、なるほど。

で、今の簡易宿泊所、千代田区で岩本町にあるような、そういう低額のところ、宿泊所なんか非常に密になっている状況がある中で、この自立支援センターも使うということが可能だということがあったんで、これからそういうことに、きちっと位置づけていけるんだなということで安心しましたけども、ただ、個室化ということが、厚労省の方針で、今、無料・低額のところも個室化という流れがありますよね。そうなった場合に、千代田区の無料・低額のところは、個室になったらとても営業できない、経営ができないという話を伺っていますが、そのところについては、何か事業者と相談はされているんでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 今、検討している、宿泊所の認識は、個室化について、一応その施設だけじゃないですけども、その関係業態の全体で考えているというお話は聞いております。ただ、ちょっとその、今契約している施設がどうこうというところは、今のところはまだ未定だということでございます。

自立支援センターについては、こちらも過去において、コロナ感染の観点から個室化が求められているということで、全23区で今検討していきまして、個室化を基本として検討していこうという状況で、今、検討しているという状況でございます。（「検討している」と呼ぶ者あり）

○池田分科会長 岩佐委員。

○岩佐委員 この自立相談支援の、先ほどちょっと米田委員も言っていた相談のところ、ハローワークとの連携というのが大変大事だと思うんですけども、いろんな給付金もハローワークとセットになってきている。ただ、結局、近いとはいえ、ハローワークに行

ってくださいねと言って、何人の人がちゃんと行ってというところまで、どこまでフォローをしているのかということと、いろんなご事情があって困窮になった方で、精神的な課題とかもある中で、そうやってあちこち行くことが、やっぱりワンストップサービスにつながらないのではないかとということから、ハローワークと連携したパソコンというのをやっぱり庁内に一つ置いて、相談としっかり連結したあれで、その場で確認していただいて、その場でやっていただくということは、結構連携の在り方としては簡単なことなんですけれども、これはご検討されたことはないでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 ハローワークとの連携につきましては、年1回でございますけれども、会合を持たせていただいて、様々な情報共有をしておるところでございます。また、各相談員ともハローワーク、場合によってはちょっと同行したりだとかということもしておりますけれども、そんな形で連携はしているんですが、ちょっとシステムを直にやっているかということ、そこは、まあ、なかなかそうならない現状もありまして、生活困窮の全体のシステムは一応共有している段階ではあると思いますので、ちょっと、そのシステムについては、今後のちょっと検討課題とさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

○岩佐委員 うん。やるなら。

○池田分科会長 はい。

○飯島委員 違うところで。

○池田分科会長 はい。ほかの違うところで。よろしいですね。

次の質問がありましたら、どうぞ。

○飯島委員 この1の民生・児童委員の活動支援と、それと、事務事業概要の中では49ページのマンション地域生活協力員のことを伺いたいと思います。

このマンション地域生活協力員のことを何回か取り上げてきました。これの協力員さんの機能が活発になると災害時にも役立つし、非常に、これがうまくいってほしいなというふうに発足のときに思っていました。ところが、なかなかうまくいかないという状況があって、ご苦労されていると思います。

で、この民生・児童委員の活動——じゃない、ごめんなさい。そのマンションの地域生活協力員というのは民生・児童委員の活動の中に入るんだというご答弁を以前に頂いたので、ここで取り上げたいと思うんですが、民生・児童委員さんの名簿もここに出されています。この中には、マンションに住んでいる方、特に新しいマンションに住んでいる方は、もうほとんどいらっしやらないわけですよ。民生・児童委員さんは地元で根差していらっしやるから、以前からお過ごしになっていらっしやる方の中には、ご自分の家であったり、そういう方が多いわけですよ。そういう方と、新しくできた、この数年の間にできたマンションと連携ができるかということ、なかなか個人情報で、民生さんも教えてもらえる範囲が少なく困るという苦情ももらっています。

そういう中で、この協力員の方を、無償でいいからということで予算がずっと執行されなくて、でも何名か登録されていますよという、そういう答弁は頂いています。で、その民生・児童委員さんと協力員の方の連携というんですかね、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 マンション生活協力員の方と民生・児童委員、一部メンバーの方が重なっている部分もあろうかと思えます。今、予算化されておりませんで、実際、活動が止まっている状況になっているのはご指摘のとおりでございます。

ただ、マンション問題は、非常に、地域福祉計画の検討等しておりまして、大きな課題として上がってくるもので、いろいろな取組が必要であるという意見であるとか、マンション生活協力員についても、少し見直した形での実施が可能かどうかとか、いろいろ検討しているところでございますけれども、決め手が今のところはない状態でございます。

民生・児童委員の方々と意見交換をさせていただいた際に、一部、そういったマンションの中にお住まいで、マンションコミュニティが比較的、マンションの中でも活発であると、その外の方とつながっている事例がないわけではないんですけども、それがボリューム的に多いかといえ、一部の事例というふうにとどまっている状況です。今後、そこをどういうふうに広げていくかということは、まだ具体的なお答えはできないんですけども、検討課題として認識しておりまして、今後も引き続き、様々な意見をお聞きしたり、検討を進めてまいりたいと考えております。

○飯島委員 この前の令和2年度の予算の審議の中でも、活用ができるように検討してまいりたいと考えているという答弁を頂いているんですね。で、それから、これ、令和2年の3月ですから、1年以上たっているわけですね。そこでもまだ検討していきたいということになると、その答弁というのが、どこまで実際に実践できるのかなというふうに思ってしまうわけですね。これは本当に急ぐことだし、どんどんどんどん、また新規のマンションができています。そういう中では、本当に早急にやらないと、本当に、実際に手をつけないと、非常に大変なことになると思うんですね、災害のときにもそうだし。

だから、そういう意味では、本当に実効性のある形でもって、少しでも進めていくということに、もう急いで着手してほしいと思うんです。やっぱり、何かネックがあるということなんでしょうか。そこら辺はまちみらいの力も借りるとかね、そういうことも必要かもしれません。そういうふうを考えて、ぜひやっていただきたいと思いますが、もう一回、ちょっと、本当に着手するというような答弁を頂きたいと思えます。

○佐藤福祉総務課長 着手するかしないかという点で言えば、着手はして、いろいろな関係課と協議をしているところでございます。

例えば、高齢者の見守りの部分との連携ができないかとか、いろいろとマンション生活協力員と、その見守りの連携であるとか、現場でのアイデアレベルではいろいろ話しているところでございますが、地域福祉計画の関連で行ったアンケート調査について、追ってご報告は差し上げたいと思えますが、マンションの、一定規模のマンションについて、まちみらい千代田からリストの提供を受けまして、管理組合宛てにか、まあ自治会、ちょっと宛先はマンションのその頂いたリストによるんですけども、そういった各マンションに郵送での調査を今年度行いました。200通ほど抽出して行って、返送があったのはたしか50もいかなかったと思えます。

マンションの方々が、まあ、大きい規模になるとコンシェルジュの方がいらして、そういった外とつながらなくても、そういった、快適に、安全に過ごせるという点が担保されているマンションもあろうかと思えますけれども、そうでないマンションの方で、どう

しても、中のほうからも外に向かって少し開いていくというか、関わりを持とうというような動きがないと、なかなかこちらから、ただ、こういう仕組みがあるのでやりましょうと呼びかけても、なかなか応じていただけないという実情もございます。そんな中で、なるべく関心を持っていただくには、どういうアプローチがいいかということの研究している段階でございます。

○飯島委員 そうすると、このマンション地域生活協力員というこの事業というのは、今後も位置づけていくという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 既にもう引き受けてくださっている方がおいでなので、その方々に、急にやめますというようなお話はできないかと思えますけれども、何かしら、その役割を引き続き担っていただくのか、（「そうだね」と呼ぶ者あり）別の形でお願いするのか、少しは明確なお示しはしなければならぬと感じております。

○飯島委員 いいです。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか、このページ。

○岩佐委員 すごい細かいことなんですけど、8のひとり親家庭等支援の（1）の母子生活支援施設保護。これは事務事業89ページなんですけど、本当に増えているということで。ただ、これ、母子に限定なんだろうかと、この目としては、ひとり親家庭等というて広く事業としてやっているんですけれども、こちらは母子と女性に限定した運用なんですよ。それで、父子の場合というのはどのように保護をされているんですか。

○小阿瀬生活支援課長 父子というか、男性の方から相談があれば対応するんですけれども、現状では女性の相談がほぼというところでございます。恐らく男性のほうは、今は、単体での相談はないというふうになってございます。

○岩佐委員 なくても、いる。

これは、かなり昔からあるものなので、ほとんどないから、女性が多いから、こういうことなんだろうけれども、今までないから、制度として、ないということではなくて、母子、父子、両方ともあり得る話であれば、これは制度としてどちらも対応していくのは当然だと思うんですね。で、名前も含めて、名前も、多分この制度が始まった由来というのも多分あるんでしょうけれども、そこも含めて、もし父子も対応できるのであれば、母子、父子とやっていかないと、やっぱり名前の部分で、事業の名前がついた時点で、その名前に入っていない人は排除されるんですね。そこは、やはり別な意味で、父子がかわいそうとかそういうことではなくて、普通に男女共同参画の意で、これだけに限定するのはいかなものかという意味で申し上げているんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 おっしゃるように母子だけではございませんので、父子、様々な形で相談に対応するということも私どもの責務でございますので、やってまいりたいと思っております。

○池田分科会長 いいですか。

○岩佐委員 いいです。

○池田分科会長 ほかに、ございますか、このページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、次のページのほうから質問を受けます。

○岩佐委員 11の福祉サービス向上支援、事務事業概要74で、保健福祉オンブズパーソンと福祉サービス第三者評価受審支援ですね。これは大変すばらしい、いろんな意味で委託事業者が多い中で、委託事業者さんがどのようにちゃんとサービスをしているかという、事後のモニタリングの一つとして、すごくいいと思うんですよ。

で、オンブズパーソンの報告書を見ると、オンブズパーソンのほうからの発意で調査をしているところが、大分子ども部の子ども施設にすごい広がっているなど。もちろん福祉という意味ではそういうことなんですけれども、この子どものところも大変細かく見ていただいている、この情報をどこまで子ども部と活用して共有しているのかというのが、この報告は、ここの委員会でよく活用しますけれども、子ども部としてそこをどうやってちゃんと使っているのかというのは、連携を取っているんでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 報告書にまとめて提供はしておりますが、それを子ども部がどのように受け止めているかというところの確認までは至っておりません。

○岩佐委員 これ、結構もったいないんですね。ここまでちゃんとやっていただいているのであれば、保護者もこういうのを見ていて安心もしますし、ホームページにはちゃんと載っているのは載っているんですけども、保健福祉で拾っていかないと、このページにはたどり着かないんですよ。

なので、やはり、せっかくオンブズパーソン制度は、この子どもの施設にも書いてあって、区有施設にも書いてある、と。そういったことであれば、ぜひ、この内容はどんどん共有して活用して行って、発信していただきたいと思いますと思うんですね。これは、さらに発意であるので、大分、それでも、かなり広くやっていただいているなと思うんですけども、そこも含めて、じゃあ次はこういうところをやっていただきたいと思いますというような声も拾っていただけて、このオンブズパーソンというのを、もうちょっと、この事後のチェックに活用していただきたいと思いますと思うんですけども、そちらはいかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 第三者的な立場での調査ということですので、事前にこういう調査をお願いしたいというようなお話は、オンブズパーソンには、お話しするのはあまり適してはいないのかなというふうに担当としては考えますが、どのような調査を行ってというプロセスの部分でどのぐらい関与できるかですとか、あと、実施後に子ども部でどのような受け止めをするかというところは、先ほどまだ至っておりませんとお答えしましたが、少し担当課長とも意見交換する等、今後配慮してまいりたいと考えております。

○岩佐委員 それで、もう一点の福祉サービス第三者評価受審支援というの、これも——これはちょっとやり方がちょっと分からなかったんですけども、これ、東京都と区でお金を多分、案分しながら支援しているのかな。都の制度もあるんですよ。なので、ちょっと……

○池田分科会長 休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時35分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

福祉総務課長。

○佐藤福祉総務課長 福祉サービス第三者評価の受審につきましては、区内の対象の施設、第三者評価の対象の施設の一覧表を作成しまして、ローテーションで受審年度を定めております。例えば、受審事業者としてかんだ連雀の各対象サービスとして、デイサービスであるとかショートステイであるとか、細かな区分が分かれているような状況でリスト化しております。そのほか、ジロール麹町、ジロール神田佐久間町、淡路にこここフォーユープラザ、グッドライフケア、THE BANCHOなどが該当しております。また、新規の法人に対しても対応できるよう、予算は用意しております。

以上でございます。

○池田分科会長 岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。ほかにもいろいろ、区が区でやっているモニタリングとかもありますので、年度をうまく調整しながら、2年置きちゃったとかということじゃない感じで、うまくやっていただければと思います。ありがとうございます。

○池田分科会長 お願いします。

福祉総務課長。

○佐藤福祉総務課長 コロナ禍の影響で、施設への調査がやや遅れが生じたりしている場面もございますが、事業者の負担軽減のために助成してまいりたいと考えております。

○池田分科会長 はい。

ほかはどうですか。

○長谷川委員 13番の受験生チャレンジ支援のところですか。これは、今回3件ということでしたけれども、この対象者が生活保護世帯の構成員でないことということになっているんですけれども、生活保護の方々には教育扶助というのがあるから、それを受けられないということなのかということをお教えいただけますでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○長谷川委員 学習の機会を確保するということでは、塾に通う、例えば受験生の中学3年生、高校3年生とか、かなり一生懸命やりたいと思うところだと思うんですけれども、教育扶助のところの金額と、この、例えば塾の受講料の上限が20万円になっていますけれども、やっぱり受けたいと、塾に行きたいと思っても行けない方々の支援では、もう少しこども対象になるように工夫していただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小阿瀬生活支援課長 事業は東京都の事業になってございますけれども、そこら辺は、こういったご意見もありますよということで、まず共有させていただきまして、ちょっと、まずは研究させていただきたいと思っています。

○長谷川委員 まだ難しいということですか。分かりました。はい。あ、ごめんなさい。

ぜひ、やっぱり学習の機会を確保するために、こどもどうにか工夫をしていただきたいと思います。前のところの子ども学習生活支援のところでも、いろいろ機会はあると思うんですけれども、拡充をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○小阿瀬生活支援課長 学生支援事業ともつながりがあると思いますので、そういった機会を捉えて周知してまいりたいと、そのように思っております。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○池田分科会長 はい。



ほかにございますか。

○飯島委員 15の高齢者等住まい・生活支援です。事務事業概要では81ページですね。これは住宅確保要配慮者、つまり高齢者、障害者、低所得者等の方たちに対する支援の協議を行う居住支援協議会にかかったお金が予算化され、それが執行されなかったと、そういうことだと思います。居住支援協議会というのは、平成28年度からやって、7回やったけれども、なかなか千代田区でこれが難しいということで、開くことも大変という暗礁に乗り上げている、そのように私は思っています。

昨年の予算・決算特別委員会で、部長のほうから、これは住宅の確保を目的としている協議会ではないと。現在住んでいる方の住環境の整備、それをどのようにしていくかということがこの居住支援協議会の仕事だというようなお話があったかと思えます。また、令和3年度も予算化されていて、今のところはどのような進捗状況かということと、この住宅確保要配慮者に対する支援、この支援の具体的な中身、つまりは、居住支援協議会が目指している、目的とするところですね、それを具体的にちょっと示していただきたいと思えます。

○山岸福祉政策担当課長 まず、居住支援協議会の検討の進捗についてでございますけれども、現在、まず今年度としましては、千代田区に協力を頂ける居住支援法人を見つけることが重要だと考えておりました、先週1社と打合せを実施いたしまして、協力には非常に前向きなご回答を頂いております。

ほかにも、10月の上旬を目途にもう1社打合せをしたいというふうに思っております、今後も私のほうから積極的に営業に回って、千代田区への誘致を図りたいというふうに思っております。

また、国土交通省のほうで伴走支援プロジェクトというものをやっております、こちらは国土交通省のほうから現状の課題整理、支援ですとか、勉強会の企画、講師派遣、ワークショップの実施ですとか、そういったプロジェクトをやっております、そちらのほうにも、こちら応募をさせていただいております、8月のほうに意見交換を行ったところです。今後も、国土交通省と意見交換を行いながら、支援を受けながら、具体的な居住支援の在り方というものを考えていくことになろうかと思えます。

支援の中身につきましては、居住支援法人と先日意見交換をさせていただいたところですので、その中で、千代田区として、どういうふうに支援を考えていくのかというのは具体的な検討をしてみたいというふうに考えております。

○飯島委員 で、その支援の中身を、区としてはどのようにお願いをしているんですか、こういうことで協力してほしいという中身。

○山岸福祉政策担当課長 支援の中身としましては、例えば、高齢者の方については例えば定期的な見回りだとか、そういった仕組みですとか、あとは、千代田区ですと、なかなかその物件というものが見つからない、低廉な物件が見つからないという現状もございますので、そういった中で、例えば、最終的には他区、ほかの自治体への物件の紹介、あっせんということも選択肢の一つとして検討はしていかなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、そのほか、例えば、実際に不動産屋さんのほうと一緒に回って、見て回るですとか、具体的には、まだこれから検討していくところではありますけれども、様々なそういった支援というものを、今考えているところでございます。

○飯島委員 その居住支援協議会の目的というのが、どうも私はよく分からなくなってしまうんですね。それは部長の答弁でもって分からなくなっちゃったんですけれども。

今、協力の中身ということで、物件が見つからない場合は他区へのあっせんというようなお話がありました。それはまさに、住宅確保要配慮者に対して、その確保のための協力的なわけですよ。でも、この居住支援協議会というのは、確保のためのそういうものではないという部長の答弁があるわけですよ。そういう中で、じゃあ何なのか。じゃあ、見回りの仕組みをつくるなんていうのは、これは違うところでやるべきことだと思うんですね。

で、いや、ちょっと部長のほうに伺いたいと思うんですね。住宅の確保を目的としている協議会ではございませんと言い切っているわけですよ。ここ、この言葉が私は非常に引っかかってしまったんですね、じゃあ何なのかなと。今、中身を聞いたら、物件が見つからない場合のあっせんなんてそういうふうにおっしゃる。じゃあ、やっぱり確保するということが目的じゃないのかなというふうに思ってしまうので、ちょっと整理をお願いしたいと思います。

○歌川保健福祉部長 私の答弁が混乱をさせたということで、大変申し訳ございません。

確保が目的ではないとあのとき言ったのは、区内に確保することにこだわらないという意味でございまして……

○飯島委員 ああ、そういうことなの。

○歌川保健福祉部長 確かに居住の支援って、何をもちって居住の支援というのは、いろいろ幅広に考えていかないといけない。やっぱり住まいがまずあってこそその生活ができるということですから、その住まいの確保はもちろん必要なんですけども、区内に確保するという意味ではないですよということで申し上げた、申し上げなければいけなかったの……

○飯島委員 なるほど。

○歌川保健福祉部長 大変言葉足らずで、申し訳ございません。

今、課長が申しましたとおり、今の国土交通省のそういうプロジェクトにも手を挙げて、ご支援いただけるような状態になっておりまして、本当に遅々たる進行で大変申し訳ないんですけれども、福祉として、やはり今後重層的支援も考えていく中で、やはりその方がどういうふうに生活をしていくかという基盤になる住居ですので、居住という観点では重要であると思っております、この居住支援協議会が全てをやるというよりは、この居住支援協議会も含めて、生活の支援をしていきたいという考えでございます。

言葉足らずの答弁を申して、混乱をさせて、申し訳ございませんでした。

○飯島委員 おっしゃりたい意図はよく分かりました。

それで、私の周りにも、いわゆる住宅確保要配慮者の方がたくさんいらっしゃいます。そういう中では、他区へ行ったら住めるじゃないかということじゃなくて、やっぱり長年区内に住み続けた方なので、コミュニティの問題もあるし、病院、通院の問題もあるし、そういう意味では、やはり区内に住み続けたいんだという要望が多くて、これは区の、もっと施策の問題になってしまいますので、これ以上はここでは別に答弁を求めるものじゃないんですけれども。

今、その2社が協力をしてくれるということが目途がついたと。今年度中に、じゃあ

協議会は1回ぐらいいは持てるという、そういう見通しではあるんでしょうか。

○山岸福祉政策担当課長 居住支援協議会の開催については、現時点で明言は難しいですが、ただ、今年度中に庁内で千代田区としての対応策のたたき台というものは、つくることを一つ目標にしてやっていきたいなというふうに思っております。難しい課題ではありますけれども、しっかりと取り組んでいきたいなと思っております。また、今後、常任委員会でも、定期的に進捗等を報告させていただければというふうに考えております。

○米田委員 関連。

○池田分科会長 関連。

米田委員。

○米田委員 今、飯島委員がおっしゃったところは大事なところだなと思います。で、課長がおっしゃったように国土交通省と連携してやっていると。セーフティーネット制度で家賃低廉化制度だったかな、そういったのが、たしか僕も質問させてもらって、あったと思うんですけど、それとマッチングさせて、今住んでいるところ、そういうところを安定させていくというのは、僕は非常に大事なことだなと思っています。で、貸主のほうも、それを使うことで安定的な家賃が入ってくるということになっていると思いますけど、その辺のところをしっかりと連携するのは大事だと思うんですけど、いかがですか。

○山岸福祉政策担当課長 米田委員のご指摘のとおり、今でも居住支援に係る既存の仕組みというものはございますので、それらと、今度新しく考える、そういった居住支援の仕組みというものを一つ束ねて、千代田区として居住支援を、一つ、これが千代田区の居住支援策だというものをつくってまいりたいというふうに思っております。

○池田分科会長 よろしいですか。（発言する者あり）はい。

ほかにございますか、このページです。審査漏れのないようによろしくお願いいたします、皆さん。

○飯島委員 丁寧で。

○池田分科会長 それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、項の1、保健福祉総務費について、調査を終了いたします。暫時休憩します。

午前 11時50分休憩

午後 1時15分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

午前中に報告で残っていたものがあったと思うので、そちらのほうからお願いできますか。

福祉総務課長。

○佐藤福祉総務課長 ご質問のありました風ぐるまの普通定期券でございますが、運行開始当初から実績ゼロでございます。

以上です。

○池田分科会長 ゼロ。そうですか。はい、ありがとうございます。分かりました。

それでは、ああいうふうに事務事業で出ていたものですから、参考までに、どこまで利用があるのかなというところだったんですけども。

それから、ちょっと風ぐるまについてはもう一個補足したかったんですけども、先ほど課長の答弁で、麴町区民館の和室が今移転されて、もう利用されているということで、やはり利用者が高齢者の方が多いんじゃないかなとは思っているのですが、できましたら停留所の設置については少し早めに検討していただきたいなと思うんですけど、その辺りいかがですか。

○佐藤福祉総務課長 麴町出張所長と話したのが、もう、少し前の話になりますので、利用実態を至急確認させていただいて、今後の方針を検討させていただきたいと考えております。

○池田分科会長 はい。よろしく願いいたします。

それでは、項2ですね、高齢者・障害者費の調査に入ります。

項2、高齢者・障害者費には目が四つ、高齢者福祉費、障害者福祉費、高齢者施設整備費、障害者施設整備費があります。高齢者福祉費、障害者福祉費は目ごとに、高齢者施設整備費と障害者施設整備費は一括で説明、質疑を行います。

次に、項2、高齢者・障害者費の目のうち、1 高齢者福祉費についてです。決算参考書の170ページから177ページまでです。

高齢者福祉費について、執行機関から説明はありますか。

○神河高齢介護課長 それでは、私のほうから3点ご説明させていただきます。

まず、主要施策の成果59ページ、（仮称）二番町高齢者施設整備関連事業についてでございます。決算参考書の176ページ、177ページ、17の項でございます。

二番町の国有地を活用し、社会福祉法人平成会により開設準備が進められていた二番町高齢者施設でございます。今年4月の1日、名称を「THE BANCHO」として新規開設されたところでございます。この施設の開設に向けましては、令和2年度、まず、①土地賃借料補助金2,302万8,134円、整備費補助金8億1,402万9,000円、開設準備経費補助金1,488万6,000円、計8億5,000万円強を補助したところでございます。

このうち、職員の求人、採用等に関する経費補助を内容とする開設準備経費補助金につきましては、20.4%の低い執行率となっておりますが、この理由は、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けまして、事業者側が予定しておりました職員募集のための合同求人説明会等の準備行為が実施できず、補助の申請額が当初予定を大きく下回ったことから、このようなことになったということでございます。

続きまして、主要施策の成果60ページ、（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の整備関連事業でございます。決算参考書は同じページ、18の項でございます。

神田錦町三丁目の旧千代田保健所の跡地に計画しております障害者支援施設、高齢者施設等の複合施設である（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の整備に向け、準備を進めておりまして、令和2年度は、施設整備手法をDBO方式というものに採用することを決定したところでございます。

予算執行率が低くなっていることの原因でございます。先ほどの整備手法の調査・検討に時間を要することとなりまして、令和2年度中に予定しておりました障害者支援施設、高齢者施設、それぞれの運営事業者選定の手続に遅れが出たこと、また、旧千代田保健所の解体工事を行うことができなかったことから、これらに係る予算が未執行となったとい

うことでございます。

最後に、主要施策の成果61ページ、介護施設等PCR検査、補正予算により実施した事業でございます。決算参考書176ページ、177ページの20の項でございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染した場合の重症化リスクの高い高齢者の感染予防のため、区内の高齢者施設の新規入所者、そしてその従業員、そして区内の通所訪問型の介護事業に従事する方を対象に、約1,600件のPCR検査を実施したものでございます。

執行率53%となった理由でございますが、区内通所型介護事業所に従事する方がシフトの関係等でなかなか検査が受検できず、当初予定に至らず、この執行率となったものでございます。

私からは以上でございます。

○池田分科会長 在宅支援課長。

○歌川在宅支援課長 在宅支援課関係の事業について、2点ご説明を申し上げます。

決算参考書171ページの高齢者虐待防止の推進、これは、主要施策の成果で52ページの項番27に当たります。

地域包括ケアを進めていく上で、高齢者の尊厳ある暮らしを守るために、サービスを充実する一方で、高齢者虐待の防止というのは非常に重要な取組となっております。多くの方が、この高齢者への虐待防止の重要性というものを認識し、多様な関係者が連携を強化して、虐待事案を早期に発見、適切なケース対応を行うようにすることが肝要でございます。

令和2年度は、高齢者虐待防止の啓発を目的に、平成29年度に作成をいたしました「ノックの手帳」、これをより多くの人の手にとっていただきたいということで、またそれを活用していただけるように概要版の作成をいたしました。

本事業の執行率は、虐待事案の発生に伴う弁護士や医師への意見聴取事例がなかったことから、低くなってございます。しかし、事業の重要性は、これによって低くなるものではございません。かえって新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、家で過ごす時間が長くなって、虐待の認識がないまま虐待に至る事例、虐待する側へのサポートというのが必要な事例など、増えている懸念がございます。虐待防止に向けて、この虐待防止の取組というのは、今後、今まで以上にいろいろな取組、いろいろな方面からの取組が必要になってございます。高齢になっても安心して暮らせる地域づくりを目指す本区といたしましては、この虐待防止の推進に今後も一層力を入れていかなければいけないという認識をしてございます。

次に、決算参考書の175ページに飛びますけども、主要施策の成果57ページ、項番32のフレイル対策事業です。

加齢に伴い、年を取れば筋力や認知能力の低下が始まります。自分自身の心身の変化に目を向け、要介護状態になる以前から意識的に対応していくと。それによって、生き生きと暮らし続けられるようにということで、介護予防以前のフレイル対策事業というのが重要になっております。

内容は主に三つで、この事業の内容としては、一つは、オンラインフレイル予防講座。新型コロナの感染拡大によって、多くの方が同じ場所に集まるという事業の実施は難しく

なりました。そこで、ICTを活用し、自宅にしながら講師と双方向でコミュニケーションも取りながら学べる講座を実施いたしました。

二つ目が、フレイルチェック事業です。コロナ禍が高齢者の心身に大きな影響を及ぼしていることが確認されております。ウィズコロナ、アフターコロナにおける今後のフレイル対策、介護予防の事業を見直す必要性を改めて認識したところでございます。

三つ目が、「ちよフル体操」で、これは、動画の配信等、新たな取り組みとして実施をいたしました。

フレイル対策、今後、健康長寿の社会を築く上で、非常に重要な取組になってございます。その重要性を多くの人に認識していただき、取り組んでいただけるよう普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

ご説明は以上です。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けますが、最初に、ごめんなさいね。170ページのところから順序よくやっていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○飯島委員 順序よくだったら。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 171ページの(1)のところ、救急通報システムです。

○池田分科会長 生活支援事業の救急通報システム。はい。

○飯島委員 事務事業概要は105ページになっています。

この救急通報システム、前も質問したことがあるんですが、今、固定電話をお持ちじゃない高齢者の方、非常に増えています。振り込め詐欺、録音をやっている、やっぱりああいう電話がかかってくるの嫌だということで、固定電話を持たないとか、あるいはお金がかかるとということで、固定電話を持たずに携帯電話で済ませている高齢者の方も多くなっています。そういう中で、千代田区の救急通報システムは、今も固定電話がないと使えないタイプが多いんでしょうか。

○歌川在宅支援課長 千代田区の場合は、今ご質問にありましたとおり、固定電話に対しての設置をする救急通報システムでございます。

○飯島委員 携帯電話しか持たない方は、ペンダントなんかは、あれはいいようすけれども、固定電話を持たずに携帯電話の方だけでも使えるような救急通報システムというのがあるように、私も検索したら幾つかありました。そういうものを検討するという方向はないんでしょうか。

○歌川在宅支援課長 今、救急通報システムとそれから委員のご質問にありました自動通話録音機のようなものです。これもそうなんですけど、今、千代田区は固定電話です。救急通報についても、実はいろいろな警備会社等が様々な商品を出しております、今ご指摘があったように、携帯電話で行うというシステムがあるのも存じております。

そういう中で、検討しないかというところであれば、全く検討しないということではないんですけども、やはりメリット、デメリットありまして、その辺りは考えていかな

きやいけないことなのかなど。一つ言うと、携帯電話でやる場合には、ちょっと電波が途切れたときにどうするのというような問題があるというのもありますし、また、こういうものの必要性に関して、今申しましたとおり、いろいろな方式があるので、区として公でやっていくときに、その全てをカバーできるかということ、なかなか難しいところがあって、私どもも最初は消防庁方式だったものが、いろいろ民間の警備会社の提供するものに移ってきたという経緯がございますので、状況を見ながら考えていかなければいけない、研究が必要であるという認識は持っております。

○飯島委員 救急通報システムで、私が連絡先になっている方で助かったことがあるんですね。そういう意味でも、この制度が非常にいいと私も思っていて、多くの方にこれを紹介しているんですけども、「いや、携帯電話だけなんで」という声がすごくあるんですね。それ、ぜひ実現に向けて、ピッチを上げて検討していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○歌川在宅支援課長 この救急通報に限らず、高齢者の方の安心を支えるという観点から様々な研究は進めていきたいと思っております。

○池田分科会長 はい。

ほか、どうぞ。

○長谷川委員 1番、生活支援事業の中の(6)高齢者虐待防止の推進。今ご説明いただいたところですけれども、啓発活動をされているということで、虐待防止の連絡会を開催されているようでも、どのような方が入ったの会議なのか。コロナ禍で、虐待の、家にいる方が、ごめんなさい。自粛で家にいる機会が増えている中で、虐待の件数とか増えているんじゃないかなと思うんですけども、その連絡会での関わりというんですかね、どんな方が入って検討されているかお伺いしたいと思います。

○歌川在宅支援課長 施設の方であるとか、いわゆる事業者の方も含めて、あんしんセンター等も含めて、連絡会をしております。個別具体の事例を一つ一つというよりは、今、委員のほうからご質問の中にあつたように、こういうコロナ禍の影響がどういうふうに出るかとか、どういう観点から見なければいけないかというようなことの意見交換をしているということでございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。昨年度でこれだけの件数、ここに事業実績も出ていますけれども、まだ今年度も続いている状況で、引き続き十分に見守りというか、高齢者の方々の虐待防止につなげていただきたいと思っております。

あんしんセンターともつながっているということですが、虐待もなんですけど、セルフネグレクトといいますか、なかなかご自身でできないとか、そういうところについてもこの中に含まれるんでしょうか。

○歌川在宅支援課長 セルフネグレクトも虐待防止という意味では虐待防止ですし、あんしんセンター、相談センター、区のほうも、高齢者の方、これが虐待でこれが見守りというような分け方になっておりませんので、この虐待防止の推進で対応する事例も、虐待と認定されればそういうことになりますし、委員がおっしゃったような件であれば、よろず相談の中でやったり、それから見守りの中で対応したりということで、様々なチャンネルを通じて見守り、虐待防止、続けていきたいというふうに考えております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

○長谷川委員 はい。

○池田分科会長 ほかにありますか。

○西岡委員 2番に行ってもよろしいですか。

○池田分科会長 はい、どうぞ。

○西岡委員 2番の介護支援事業の中の(5)訪問理美容サービスについてお伺いしたいことがあるんですけども、この中で、結構ご好評いただいている事業だと思うんですけども、これは、もともと区内の理美容協会に加盟していらっしゃるところから派遣されてくるのでしょうか。

○歌川在宅支援課長 はい。そのとおりでございます。

○西岡委員 分かりました。そして、同じ——高齢の方含め、例えば気に入った方、同じ方をリクエストするというのも可能でいらっしゃるのでしょうか。

○歌川在宅支援課長 指名ということでしょうか。そこまでは、でも、大体利用券を差し上げているので、自分の来ていただきたいところに予約をしていただいたときに、個別にいつも来てくれる人というものはあるのではないかと思います。

すみません、ちょっと確定的なお答えはできないんですが、大体今のところは、そういう意味でいうと、使っていらっしゃる方からのそのようなご要望が届いておりませんので、恐らく使っておられるんじゃないかと思います。ちょっと確認をいたします。

○西岡委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。やはり不特定多数というか、いつも同じ方がいいのよという方もいらっしゃるの、ぜひその辺はいろいろと工夫していただけたらと思うんですけども。

もともと衛生面の保障の意図もおありでしょうけども、フレイル予防対策という意味でも、ぜひ。例えばがんを患っていらっしゃる方が、ウィッグ助成を使われることもあると思うんですね。その連携というか、こちらから何かこう、やはりその、じゃあウィッグを作りたいのよとかというようなときに、何かこう、ご説明というか、連携というか、この事業と何か連携しているものはありますか。

○歌川在宅支援課長 がんを患ってのウィッグの利用と直接的には連携していないんですね。これ、この事業の利用者が在宅で要介護3以上の認定をしている高齢者等となっているものですから、この中でがんを患ってのという事例は、今のところございません。

○西岡委員 例えばです。

○歌川在宅支援課長 ただ、今、委員おっしゃったこと、似たような事業をうまく組み合わせることで、その方のQOLを上げるということは大事なので、そういう視点もしっかり持っていきたいと思っております。

○西岡委員 よろしくお願いします。

○飯島委員 関連。

○池田分科会長 はい。関連。

飯島委員。

○飯島委員 この理容組合加入の指定店の名簿というのが区から頂けるわけですね。この中から選んで、ご自分で予約をするというか来てもらうということになると思うんですが、美容師さんが非常に少ないので、美容がね。これは、女性の方でも理容組合で、



カットが主だと思うんですけども、これは可能だということによろしいわけですよ。

○歌川在宅支援課長 はい。女性の方が理容店を使うのは、それは全然問題ないです。

○飯島委員 そうですよ。

○歌川在宅支援課長 美容の、これ、出張してくださるところなので、協力してくださる場所ですね、美容院、理容室、美容室含めて増やしていく努力はしなきゃいけないんですけども。女性の方が理容師さんに切っていただくということはあります。

○飯島委員 当然ね。

これで、この事務事業概要116ページなんですけれども、交付枚数というのがあって、それに対する利用率というのが二十数%となっているんです。このシステムはどうなっているんでしょうか。

○歌川在宅支援課長 これですね、申請していただくと、年8回を限度にして、まあ、申請した月によってお渡しするんですけども、それが使われないこともあるということでの渡した分ほど使われていないという、単純なそういう利用率になっています。

○飯島委員 ああ、はい。これ、利用者の数と、人数と枚数を考えると、年に1回やっていたらいいのかなという、何人かの方は年に2回と、そういうことなわけですよ。やっぱりこれをもっと年2回ぐらい、皆さんがやるよう、お願いするよなということにはならないのはなぜなんですか。

○歌川在宅支援課長 ちょっと理由は私、お答えできないというか分からないんですけども、やはり先ほど西岡委員のお話もあったとおり、やはりこう、何ですかね、美容ということは、自分の姿に気を遣うことが、QOLを上げたり、若返ったりということになると思うので。

○飯島委員 ですよ。

○歌川在宅支援課長 非常に大事だということでこの事業をやっているんですけども、なぜ、1人の利用を単純に割ると2回に満たないのかという問いに対しては調査してございませんので、今ご指摘いただきましたので、これを使っていただいている方、申込みされている方のちょっと意向——意向というかアンケート等も少し検討してみたいかなと思っております。

○池田分科会長 声を聞いてね。

飯島委員。

○飯島委員 それで、これ、要介護が3以上の方なんです、対象が。ですよ、はい。事務事業にはそういうふう書いてあります。これをもう少し下げる、要介護2の方でもなかなか美容室まで1人で行って、待ち時間があるという方というの、大変だという声を聞いたことがあるんですよ。要介護3というのが、やはり介護保険に伴って要介護3に引き上がったみたい。

これ、平成12年、事務事業概要では、平成12年の4月に介護保険制度の実施に伴って対象者が変更になったと。また、自己負担というのを導入になったというふうにかかれてはいるんですけども。この介護保険で、要介護だったら皆さん対象になるとか、そこは何か介護保険制度の縛りがあるんでしょうか。

○歌川在宅支援課長 介護保険制度の縛りはないはずですよ。これ、一般施策ですから。ただ、12年前の介護保険ができてから、要介護1、要介護2、それぞれの介護度によっ

て、やはり真の状態という状態像というのが明らかになっていて、これは、出張していただく、そこへ行かれない、要するに自分で1人で歩くのが困難な方に対してのサービスということなので、要介護3ということで一つの区切りをしたんだと思います。

ご自身で美容室、理容室に行かれる方は、外に行くということが大事だということもあると思います。一方で、そうはいつでも行きにくいという、今の委員のご指摘もあります。そういうときに、来てもらうこのサービスを拡大するのか、そういうところに行くときに、行きにくいので、それをサポートするようなサービスをつくるのか。そこは検討しなければいけないかなというふうには思いますが、今、直ちに、この要介護3という考え方、なぜかという、先ほど言ったように、介護保険制度になって、初めて要介護度によってその方の状態像というのが一つ例示されたことで、要介護3と切ったわけですけども、これを直ちに直視すかどうかというのは、ちょっとまた別の話かなというふうに思います。

○飯島委員 いや、ぜひ、その対象を、もうちょっと要介護3じゃなくて下げてほしいなというふうに思っているところなんです。美容室に行くのも一つのフレイル予防だとおっしゃいましたけれども、ヘルパーさんがついていくということは、そこ、できないわけなんです。介護保険の中ではそれはできない仕組みになっているわけなんです。そこを外出支援という、また別のことになるんでね。

ぜひ、お家にいても小ざれいにさっぱりしていただいたいということで、介護度2だとか1の方で、1人では出られないという方もいらっしゃるんで、そこはぜひ検討ということで、高齢者の声を聞くなりして、検討をしていただきたいというふうに思います。

○歌川在宅支援課長 この事業に限らず、高齢者の方の生活支援をする中で何が必要かというのは、トータルに、常に私たち考えなきゃいけないことだと思っておりますので、これを増やす、増やさないというだけに限らず、広くそういう生活支援の在り方というものは考えていきたいというふうに思います。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか、このページ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、次のページに行きます。172ページの3から9の間の質問を受けます。

○岩佐委員 3の老人ホーム入所措置なんですけれども、すみません、ちょっと私の不勉強なのかもしれないんですけど、これ、予算で9,759万で、開催数が3回、判定件数4回の実績で、不用額も出ているんですけども、これ、全部人件費と開催審査で、そういう、すみません、ちょっとそこ、私が不勉強で申し訳ありません。ご説明いただけますか。

○歌川在宅支援課長 この金額が大きいのは、養護老人ホームに入所されている方の生活費という、措置費的なものの支払いが大半で、この判定会に関わる金額というのは非常に少ない。ちょっと待ってください。扶助費として養護老人ホームに入っている方にかかった金額が、ここにある7,330万弱のうち、約7,300万が入所されている方たちが入っている養護老人ホームへの支払いの金額になっています。

ですから、判定会は、ほんの百万足らずというか、数十万。判定会を開いたときのお医

者様、参加されている方への報償費だけだと10万円ぐらいです。

○岩佐委員 ありがとうございます。ちょっと今回は2人開始ということで、これを普通に2で割った金額がお一人にかかる措置費という、そんな計算に。そんな単純じゃないんでしょうけど、すみません。

○歌川在宅支援課長 今回、入所が開始された方が2人で、廃止された方が7人ということで、全体の入所者の数は、すみません。ちょっと今、正確な数字がないので、数十人という、ごめんなさい。すみません、3月末で35人、養護老人ホームに入所されています。この方たち、1年丸々いる方もいれば、何か月かという方もいらっしゃる。そういう方たちの月単位の支払い、日単位か。その支払いには、いわゆる扶助費として入っている養護老人ホームに支払われるということでございます。

○岩佐委員 分かりました。ありがとうございます。

○池田分科会長 よろしいですか。

○岩佐委員 大丈夫です。

○池田分科会長 はい。

続けて、どうぞ、米田委員。

○米田委員 172ページの敬老事業の敬老入浴券について、ちょっと簡単に聞かせていただきます。

麴町のバン・ドゥーシュがなくなるということで、この代替えのところをこれはどういところを考えていらっしゃいますか。

○神河高齢介護課長 麴町地域にあったバン・ドゥーシュ、こちらが閉鎖となりまして、その代替施設としては、区内に入浴施設、対象となっているところ以外に残っておりませんので、区外の施設を検討させていただいているところでございます。

○米田委員 例えばもともと新宿の四谷のところに行けると。これはもともとあったと思うんですけど、そのほかにも検討されているということですか。例えば港区なんか近いんですけど、その辺どうなんですか。

○神河高齢介護課長 今現在でも、区外の施設、主に区境周辺なんですけれども、6施設の入浴施設が対象となっております。それ以外に、今、一つ二つぐらい検討させていただいているところでございます。

○米田委員 だから、このバン・ドゥーシュの近くで検討している、2か所検討しているということですよ。だって、神楽坂とかになったら、もう遠いですし。そういうこと、その認識でいいですか。

○神河高齢介護課長 はい。まだ検討中でございますので、具体の施設名はお答えすることができませんけれども、麴町地域の区民が行きやすい場所としたらどの辺りであろうかということで見当をつけているところでございます。

○米田委員 あと、もう一点なんですけど、私の地元のところなんですけど、岩本町があります。お玉湯というのがあって、これは土曜日、休みです。土曜日に行くところがないということで、確かに代替えで上野、浅草橋、帝国湯、弁天湯とあるんですけど、これ、僕、どこも全部行きました。いいところですよ。ただ、やっぱりちょっと遠いんですよ。

で、この近所に、中央区ですけど十思湯というのがあります、中央区の施設で。これだ

と本当に近いんですね、この地域の方。これをこう、やっていただきたいという区民の声があります。この辺の検討具合はどうなんですか。

○神河高齢介護課長 幾つかの検討をさせていただいております。ちょっと今、情報を頂きました十思湯さんのほうも、ちょっとすみません、私、認識はしておりませんでしたけれども、今後、検討の一つとして考えてまいりたいと思いますが。

ですが、今現在、区外の入浴施設を検討していく中で、区内のほうに目を向けてみますと、区内の入浴施設、かなり、やはりコロナで経営難というような、経営がなかなか難しいというような形のお声なんかも頂いているところでございます。

このまま区外に、区民の利便性を考えればそちらに新しい入浴施設を確保していくことが望ましいんですけども、やはりこういった入浴施設というのは、地域の方の交流の場ともなりますので、そういったのが区外が優先されて、区内の施設がおろそかにされてよいのかというような見方も、片やでできるかと思えます。

ですので、当面は、まだコロナ禍でございます。人の戻りも戻ってきておりませんので、当面は現在の区内4施設、それから区外の6施設ということで進めさせて、ご理解を頂きたいと考えているところでございます。

○米田委員 区内の銭湯を守るというのは、もう、まさにそのとおりで、区内の交流の場所になっている。そのとおりなんです。ただ、この場合は、例えば土曜日が休みなんで、土曜日だけそこに行けるという形、そういう形の要望なんですよ、区民の方の。毎日十思湯に行きたいと、そういうことじゃないんですね。その辺を踏まえてご検討いただきたいんですけど、いかがですか。

○神河高齢介護課長 そちらも踏まえて、区民の利用の実態も踏まえて検討させていただきたいと思えます。

○池田分科会長 すみません。私のほうから、今の入浴券、敬老入浴券について、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。

今、年間、希望者には数枚、枚数を限定して交付をしていますけれども、今、区内に何か所かある浴場についても、他区からのご利用もあるんですよ。他区の方については、他区の自治体で年間パスみたいな、1回幾らだということでの通しで使えるようなものをやっていらっしゃる自治体もあるんですけども、やはりお風呂というのは毎日入るものでして、交付する券が限定されてしまうと不自由をしている方もいるんじゃないかなと思えますけれども、その辺りで何か利用者から声を聞いたようなことはないでしょうかね。

○神河高齢介護課長 今、分科会長からご指摘があったように、私も区のほうで、1人当たりの区民にお配りしている枚数が44枚となりますものですから、多く利用される方にとってはやはり足りないというふうなお声は伺うところでございます。

ですが、こちらの事業ですが、皆さんの、その、何ですかね、衛生的なものというよりは、敬老事業としての枠組みの中で、リフレッシュのために使っていただく事業ということでございます。ですので、この44枚というのは、おおむね月に3枚から4枚、年間で44枚使っていただくというような形のことになっております。

したがって、また一方で、使う方、使われない方、いらっしゃるところで、じゃあ、特定の方に毎日のように使っていただくような形の支援が、補助がふさわしいのかということもございまして、今のところは、今の形というのは、そういった意味で、使う方に

も一定の制限をさせていただくような形で、44回とさせていただいているものだと考えております。

○池田分科会長 はい。

ほかにありますか。

○飯島委員 敬老会の会場のことについて、伺いたいと思います。

国立劇場での敬老会が今年もできなかったと。来年度はどうなるかといったところですが、けれども、国立劇場自体が老朽化のために手を入れるということで、今、もうPFIの事業者を募集しているような、そういうスケジュールになっているようなんですね。来年度の敬老会というのをどのように今お考えになっているのか、聞かせてください。

○佐藤福祉総務課長 敬老会についてでございますが、来年度は国立劇場がまだ使用できるということで。

○飯島委員 できるの。

○佐藤福祉総務課長 はい。2日間、密を避けるような開催ができるように予約を取っているところでございます。

○飯島委員 それは、どういう分け方、また麴町地域と神田地域みたいな、そんな分け方なんですか、その2日間というのは。

○佐藤福祉総務課長 まだ具体的な分け方については、予算積算用にそういった2日間取るという、積算をしているという段階ですので、実際の運用の仕方の詳細については、今後検討してまいります。

○池田分科会長 これから。

○飯島委員 じゃあ、いいです。

○池田分科会長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 同じ項目で敬老会の件なんですけど、これ、今年も令和2年度なかったということで、敬老会は開かれませんでしたと。これの祝金については、例年どおりの金額なのかということと、例えばいつも開かれている敬老会がない分、贈呈金額を上乗せするとか増額する、工夫はされたのかどうかということをお聞きしたいです。

○神河高齢介護課長 祝金の額ですけれども、昨年度と変更はございません。

○西岡委員 その理由と、金銭的なものだけでなく、例えばですけど、区内の花屋なんかも最近コロナ禍で大変苦しいと。そういう場合に何か連携して、花束をじゃあお送りするとか、何かしらの検討とか工夫をできなかったんですかね。

○池田分科会長 どうでしょう。

高齢介護課長。

○神河高齢介護課長 昨年度は、コロナ禍の中でございまして、なかなか、お祝い金も町会の方に配布のお手伝いをお願いするような形のことも、それまでは行っていたところ、コロナ禍でなかなか在宅のほうにお伺いできないご事情がありましたので、そこは、お祝い金のほうも、これは口座振替という方法にほぼ絞って、対応させていただいたところがございます。

確かに敬老会がなくなったことによるその分というのは、加味していくということも考え方でございますが、昨年度はそこまでの検討をいたさなかったということでございます。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 今後検討する可能性はありますか。というか、むしろしていただいたほうがいいと思うんですけど。

○神河高齢介護課長 敬老会も来年度実施するかどうかということもございます。そういったことで、もし仮にやらないということになった場合には、その場合にどのような対応をするかについては、担当課とも協議しながら進めてまいりたいと考えます。

○西岡委員 よろしくをお願いします。

○飯島委員 関連ね。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 どういう方法にするかということについては、長寿会の方とか、そういう該当する方の意見を聞いていただきたいというふうに思うんですね。区が勝手に決めるといふんじゃなくて、やっぱり中には施設に入っている方、入院されている方というものもいらっしゃるわけだし、あるいは、そこにも住所はあるけれども、お子さんのところで生活しているという方もいらっしゃるの、腐る物とかお花とかというのは、ちょっとまたいろいろ、例えばの話だけでもね、例えばそういうものだとかえって困るし、そこは実態に合わせたものということで、ぜひ当事者の話を聞いてください。

○歌川保健福祉部長 敬老事業について、様々ご意見を頂きました。今まで考えたこともなかったようなコロナ禍に襲われている中で敬老の表し方、敬老事業の在り方ということで、考えなければいけない様々なヒントを頂いたとっております。

数年前に敬老事業、この敬老3事業についての見直しをした際にも、いろいろな見直しの中の意見としてあったのが、私どもしっかり受け止めなければいけないとしてあったのが、やはり当事者の方たちのお気持ち、当事者の方たちの判断というのを最優先すべきだというご意見だったと思います。それによって、この事業の見直しというのをその段階では別の案も考えていたけれども、同じやり方で続けたと。

ただ、ここへ来て、コロナという状況の中で、物理的にできないことが発生したと。そういう中で、敬老金の金額も、お渡しの仕方も、また敬老会ができない場合の代替の措置も、またしっかり利用者の、高齢者の方々のご意見を聞いて、様々な意見がある中で、できる限り皆さんが納得できるような方法ということで考え、敬老事業の在り方というのをまた議会の皆様にもご意見を伺いながら進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 すみません。念のためなんですけれども、先ほど花屋と言ったのは、すみません、たとえてして、で、やはりコロナ禍で苦しい店舗、様々、確かにあると思いますし、生鮮食品とかはどうかというのも、確かにあると思います。だから、やり方として、例えば区内限定したカタログギフト方式とか、何か工夫ができると思うので、何かしら検討をしていただきたいなというふうに思います。通常とはもう、コロナ禍で違いますので、（発言する者あり）アフターコロナを考えていただいて、敬老会の在り方というのもしっかり考えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○歌川保健福祉部長 ありがとうございます。実は、数年前に、敬老金の見直しをしたときに、そのカタログギフトという案もあったんですね。で、敬老会、敬老祝金、敬老

入浴券、これ、三つの敬老事業をどうするか。これだけのお金をどうやって、その敬老という気持ちを表し、なおかつ、対象となる方たちに公平にお渡しするには、敬老会についても、出られない人のことも考えろというご意見も一方ではございますので、今頂いたアイデアも含めて、しっかり検討していきたいと思っております。

○西岡委員 お願いいたします。

○池田分科会長 はい。

ほかはどうでしょうか。

○岩佐委員 7番のいきいきプラザの……

○池田分科会長 7番。

○岩佐委員 はい。運営で、168ページ事務事業概要、53ページが主要施策の成果です。

主要施策の成果に、やはり、大規模改修に向けての代替施設の選定ということで、これのちょっと進捗を教えていただきたいんですけども。

○神河高齢介護課長 いきいきプラザの改修につきましての検討状況でございます。

いきいきプラザー番町の高齢者施設は、やはり24時間365日サービスの特別養護老人ホームでございます。ですので、なかなか、いながらにしての改修というのが難しく、仮移転方式というものをこれまで説明させていただいてきたところでございます。ですが、昨今のコロナの影響で、ウィズコロナ、アフターコロナへの対応としまして、個室化の必要性が求められていること。それから、やはり、仮移転の場合には、結局、行って戻ってくるということで、二度、高齢者の方に引っ越しをしていただくようなことなどもございますので、今、現在としましては、新築移転を検討するというような形の方向でございます。

ですが、そういった新築移転に向けての検討を進めている中でございますが、ただ、その新築移転の用地が、どうしても確保できないということもございまして、現時点では、仮移転の可能性、また、いながら改修の可能性も否定せずに、そういったものも、その検討の一つとして、方法の一つとして、今、進めているところでございます。

○岩佐委員 そうですね。新築移転ともなると、合意形成とか、場所の確定なんかでかなり、これは、じゃあ来年から着手というような話にはなれないと思うんですね。今回この設計委託経費が未執行だというふうに書かれていて、今から設計委託経費をのせるのかという。ただやっぱり、その場所が仮にしても、新築移転にしても、場所を確定しないことには、設計費どころの騒ぎではないと思うんですね。で、議会のほうでも、例えば低未利用の施設とかを整理してほしいと言いながら、これはちょっと事業部が違うんですけども、なかなかそこは整理されなくて、別にこのいきいきだけではなく、さらにほかの施設も含めて改修、大規模改修ですとか建て替えが必要な建物はたくさんあるじゃないですか。で、そこが今全く、全庁的にしっかりと整理できていないという状況で、ちょっとこれだけ抜き出して、これだけ見るとやっぱり必要性は分かっているんですけども、ちょっとスケジュールが見えにくいので、で、指定管理者が来年度で終わるということもありまして、やはりこれ、同じ大規模改修をしなきゃいけないことだとしても、もうちょっと長いスパンで見えていかないといけないんじゃないかと思うんですね。

だから、設計委託費も含めて、結構この主要施策の成果だけ見る限りでは、割と、すぐ

に大規模改修に、何か着手できそうな書き方だなと思うんですけども。今の伺った、ちょっと、庁内検討状況も聞くと、もうちょっと長いスケジュールも含めて、何パターンかでご検討されて報告いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○神河高齢介護課長 岩佐委員から、今ご指摘いただいたとおり、まだまだこちらの代替地のほうを検討するにしても、まだまだ時間を要するかなという感触を持っております。先ほどおっしゃったように、幾つかまた考え方を整理しまして、議会のほうにも情報提供、ご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

○岩佐委員 いいです。

○池田分科会長 いいですか。はい。

ほかにございますか。このページ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

それでは、次のページに移ります。174ページの事務事業に移ります。質問ある方は、どうぞ。

○長谷川委員 174、175ページの14番のフレイル対策です。(1)シルバートレーニングスタジオですけども、ニーズが多く、コロナ禍で回数が減ったり、いろいろご苦労されていることと思います。まだまだ、今年度も引き続き、いろいろ検討されているところではありますけれども、まずこの執行額の、あ、決算額のこの詳細をお伺いしたいと思いますが、分かるでしょうか。

○歌川在宅支援課長 このシルバートレーニングスタジオは、昨年2月からのコロナ感染症の拡大で、3密を避けましょうということになったので、従来のように会場に多くの人が集まって、指導員の方と一緒に運動をするというのが、半年以上できないような状況になりました。

一方で、指導員の方たちの力を何とか使って、会場に、シルバートレーニングスタジオを楽しみに、またそれをすることによって、介護予防・フレイル対策をされている方たちの体の維持というのもしなきゃいけないということで、昨年は、指導員の方たちに対する報償費が、予算額で言うと930万程度あったんですけども、その中から300万程度を、社会福祉協議会のほうに委託料として流用させていただいて、社会福祉協議会を通じて、指導員の方たちがシルトレ通信を出したり、参加者の方にご連絡をして安否の確認——安否の確認というところちょっと失礼ですけども、状態の確認をしたりというようなことに使わせていただいたということでございます。

○長谷川委員 社協に委託ということで、分かりました。そのシルトレ通信であったりとか、電話訪問とかについての、この委託費のところの詳細は、まだ分からないということで確認してよろしいですか。

○歌川在宅支援課長 社会福祉協議会に、今、そういう形で委託したものと、あと、高齢者の体力維持の支援等の業務ということでの、250万円ほどの委託料の使い方がございます。

○長谷川委員 250万円……。はい、ありがとうございます。

この事業について、本当に、とても大切で効果的な事業なんですけれども、まだ私自身も、ちょっと分からない部分もあるんですが、コロナ禍で、ただ、まだ形がはっきりしな



い面もありますけれども、このシルバートレーニングスタジオについて、今後といいますか、この決算額を見て、また次年度に予算をつなげていくと思うんですけども、形がどのように方向づけをしていくのか、お答えいただけたらと思います。

○歌川在宅支援課長 シルバートレーニングスタジオ、千代田区の介護予防という取組。介護予防という取組が介護保険の中に位置づけられたのが平成18年なんですけども、このシルバートレーニングスタジオというか、介護予防が大事だということで、実は千代田区は平成16年度からスタートをしました。そのときから、いろいろな取組をする中で出てきたシルバートレーニングスタジオで、最も息が長く、また最も好評を得ている事業だということは、委員おっしゃるとおりでございます。

一方で、高齢者の数も、この15年余りの間に増えてきていますし、介護予防という前の段階、フレイルの状態から早く、加齢に伴って、必ず皆さん、心身衰えていくわけですから、それに早く気づいて、対応を取らなきゃいけないということも注目されています。

シルバートレーニングスタジオの参加者の方というのは、実はもう15年間参加されている方とかもいらっしゃる、初め60歳ちょっとだった方が、もう80近くなっている。そういう方たちは、やはり今までとなかなか変えるのも大変ですし、今までと同じように、またなれ親しんだ場所と、なれ親しんだ人たちと、なれ親しんだ指導者が欲しい。そういう思いがあるのは事実ですので、そこは大事にしていきたいと思っています。

一方で、介護予防・フレイル対策という点で、区が全て用意して、何もかもやるというだけでない様々な、例えば高齢者同士の助け合いであったり、それから、地域の方たちとか、それから大学や事業——企業の方たちとか、そういう方たちも含めた、まさに地域の中での健康づくりというようなことも考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、トータルで、そういう意味でフレイル対策、介護予防事業というのは、私たち、十分に進めていくと思っています。

で、介護保険の中でもそれが位置づけられて、制度の中でも位置づけられておりますが、シルバートレーニングスタジオそのものは、やはり千代田区の一つの特徴というか、売り事業でもありますので、そこは、ここで大切にしていきたい。コロナ禍の中で、またウィズコロナ、アフターコロナの中で、どういう実施形態があるかということも当然考えながら、今までと全く同じというのはできないと思いますけれども、いろいろな形で進めていきたいというふうに考えているのは現状で、具体的にこうしますというのは、今の段階ではちょっと申し上げられない。申し訳ないです。

○飯島委員 関連でいいですか。

○池田分科会長 はい。飯島委員。

○飯島委員 すみません。はい。

今の部長の答弁の中で、後半——あ、失礼しました。（発言する者あり）大変ですね、いろいろと。兼任ご苦労さまです。

それで、（発言する者あり）話の腰を折られちゃった。後半のところは、ちょっと気になるんですが、全て区が用意するのではなくという、まあ、お互いに助け合いながらと。確かにそれは必要なことだと思うんですね。で、それだけの力がある方は、それぞれ出して、自主的にということもあり得るだろうとは思いますが、ただ、なかなかそうはできないというところで、今までのシルトレのやり方というのが、やっぱり定着していて、ああ

いうふうにやってくれたからこそ、利用者が多かったというかね。そういうことがあると思うんですね。ですから、そのところは十分に評価をして位置づけて、今後ともやっていっていただきたいと思うんですね。

で、さっき長谷川委員の質問にもありましたけども、その社協さんに替わってから、替わってからは、委託をされてからは、どのように発展があったんでしょうか。

○歌川在宅支援課長 社協に替わってからのという意味で言うと、これは社協に替わったからというよりは、今、コロナの感染対策を取りながらという意味で言うと、やはり、以前のような人数を集めてはできないので、人数を絞って、結果的には、絞ることによって会場の問題もあるので、出席いただける回数も減っているという、それが今の実態です。別に社協に委託したからということではなくて、コロナの状況の中でそうせざるを得ないし、また今もその状態が続いています。以前のように、お隣にくっついてやるとはいかないですし、恐らくこの後、数年は、同じようなことなのかなというふうに思います。

で、もう一つ。お互い同士助け合っとか、行政が全てできないというところを、極端に取っていただいても困るんですけども、全て行政も関わりませんということではないので、先ほども言いましたように、このシルバートレーニングスタジオは、今までと同じようなやり方、人数は絞ったにしてもですよ。指導者がいて、ちゃんとある程度グループができていてと。こういうやり方でないと参加ができない人たちのために、そこをやめてしまうというような考えは、一切持っていません。ただし、同じように、今までどおりの回数をできるかというところ、ここはさっき言ったように、1回にできる、1回のキャパシティを小さくせざるを得ないところがあるので、工夫をしていく必要があるなという認識をしております。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。コロナ禍で難しいということはあるかなと思うのは、理解しております。先ほどの答弁のところ、例えば高齢者同士のとか、近隣の大学の学生さんとか、そういうところもというようなお話でしたので、例えばのところ、会場についても、そういう福祉を目指す方の通われている大学で補助をしていただいととか、その会場を借りてとか。

高齢者の数、これから増えてきます。そういうところでは、会場の拡充を、区の施設だけじゃなくて、今おっしゃったみたいな、大学であったり、ほかの施設の検討をまずお願いできたらなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○歌川在宅支援課長 シルバートレーニングに関して言うと、会場をいろいろ広げるといのはもちろんですけども、これから先は、やはり、高齢者全体の見守り、重層的支援とかと考えたときにも当然そうなんですけど、行政だけじゃなくていろいろな方たちに、支援をしていただくし、自分が、あるときは支援される側ですけども、ある場面では支援する側になるというような仕組みもつくっていく必要があります。

ただ、千代田区の場合、学生さんも企業も多いので、そういうところがシルバートレーニングに限らず、いろいろな形で参加していただけるような、仕組みをつくっていくという意味での行政の役割というのは、これからどんどん大きくなっていくと思いますし、そういう方をお願いするんじゃなくて、直接行政がやらなければいけない。手を使う一

—行政が直接やらなきゃいけない。そうじゃないと、参加できないような方というのは、先ほどのご質問にもあったとおり、いらっしゃいますので、そこは、引き続き丁寧に対応していきたいなというふうに考えています。

○長谷川委員 そのこのところは理解できます。行政側の関わりがあって、進めていただくことが大切かなと思います。

その一方で、利用者さん側でもできることというのは、会場の準備であったり、そういうところの工夫—協力は、していただいてもいいのかなと思いますけど。なかなか、こっちに—グループ的に、会場を押さえたりとか、中の運営についてというとなんか難しくなっていくので、そこは、やっぱり区のほうでしっかり見ていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○歌川在宅支援課長 繰り返しになりますけれども、誰かが全部やるとか、誰かがこっただけやるというんじゃないくて、みんながきちんとやっぱり話し合いながら、その場所によっても違うでしょうし、それから、地域の資源をいろいろ知っているという意味では、社会福祉協議会って非常に心強いパートナーであると思っておりますので、そういうところとも連携をしながらですね。千代田区民でよかったな、健康長寿でいられるようにという意味での、このフレイル対策・介護予防の事業というのを重要視していきたいというふうに考えております。

○長谷川委員 もう最後に。すみません。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。ぜひ、そういうところでは、よく話し合っていたいただいて、利用者さんにも、そのこのところをご理解いただけるようにお話をさせていただきたいと思うのと、あと、やっぱり区と社協と指導員、利用者さん、そのサポートをしていく方々、皆さんで—皆さんでというか、代表なのかもしれないんですけども、話合いの場を設けていただいて、このコロナ禍でだんだんと、制限している部分を解除していく段階を、しっかり話合いを持っていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○池田分科会長 在宅支援課長。

○歌川保健福祉部長 保健福祉部長でございます。

○池田分科会長 失礼。保健福祉部長。

○歌川保健福祉部長 今、ちょっと言い換えたのは、今回、シルバートレーニングスタジオの見直しという形で、昨年来いろいろ、利用者の方々に混乱と不安を与えてしまったという点で、5月、文書を出させていただきましても、改めてその辺はおわびを申し上げます。

まさに今、長谷川委員がおっしゃったように、話合いの大切さ、それからコミュニケーションの取り方ということについては、私も、ここ、この反省をしっかり踏まえて、進めていきたい。そういうふうにしないと、やはり、お互いの不信感があっては、向かうべきところは皆さんの健康長寿。できるだけみんなは、やれることをやっていくという、そういうつながりのある地域を目指していかなければいけませんので、その辺りは、しっかり今回の件を踏まえて、前へ進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○長谷川委員 お願いします。

○飯島委員 関連で。

○池田分科会長 はい、関連。飯島委員。

○飯島委員 このシルトレの事業は、非常に人気が高くて効果もあったという、部長の答弁——あ、部長じゃなかった、課長かな。

○池田分科会長 課長ですね。

○飯島委員 よく分かんない。（発言する者あり）答弁がありましたけれども。介護保険料の支出が、人数に応じて増えていくというんじゃないで、割と抑えているという。コロナ禍の一つの要因としても、シルトレの役割というのを、まあ、いろんな要因はあると思うんですけども、大きいと思うんですね。で、このシルトレの場合は、体操をするというだけではなくて、やっぱりその場でコミュニケーションが図れるという、そのところがあると思うんですね。

それで、シルトレさんも、この通信、こんな立派な、2枚にわたっての通信を6回にわたって、非常に細かい運動の仕方というのを頂きました。ただ、これを見て、ご自分でお家でやるかといったら、なかなか難しいんですね。で、やっぱり、そこに集まって、で、何だかんだ言いながらやるということが、非常に、心身共にいいということだと、私は思っているんですね。

そういう中で、社協さんに移って委託がされてから、指導員の方が、トレーナーの方が、以前は2人——1人がいて、それからもう一人、サブみたいな方がいて、で、何ていうんでしょう、後ろからみんながやっている状況を見て、サブの方が。で、補ったりとかということをやったんですね。で、その方が、今度は、社協さんになってから、いなくなっちゃったと。それは、まちの方で、共助の部分ですけども、皆さん誰かやってくださいみたいな、そんなふうになってしまったということ、利用者の方から伺っています。

そういうことでは、何かこう縮小の方向に行くんじゃないかなという心配が、皆さん持たれるのは当然だと思うんですね。で、その点というのはどうなんでしょうか。で、まちの方がサブリーダーを務めるということも、ご自分たちの中で、じゃあ誰がサブリーダーになるかというのを決めたんじゃなくて、社協さんのほうから指名があったということで、全域、ほかの会場も行かなきゃいけないというかね。そういうふうになってきているというふうに聞いているんですね。それは、サブリーダーをやっている方から聞いたんです。

で、サブリーダーの中には、もちろん、元体操の先生だった——教師だったとか、そういう方もいらして、そういう力も発揮できるという場面ではあるんですけども。やっぱりこう、自分たちでやっていくようにしなさいというのであれば、そういう方も自分たちで決めていくとかね。そういう主体性というのを尊重する必要があると思うんですね。だけど、何か指示があって、一方的にそういうふうに言われたんだというような。もちろんそれに対してノーと言う権利は、もちろんあるんだけどね。自分たちで決めたんじゃないんだということを、ある会場のところでは聞いたんですね。だから、そこら辺のところ、やっぱり社協さんに委託をしてから、どこの部分がどういうふうに変ったのかと。それを私、ちょっと聞きたいんです。

○池田分科会長 すみません。ちょっと休憩します。

午後2時22分休憩

午後2時31分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

飯島委員。

○飯島委員 これは今年度の予算のときの審議の出された資料なんですが、委託料として令和3年度は1,600万と。これは社会福祉協議会だと思うんですね。で、この金額で契約は発生しているということで間違いないんでしょうか。

○歌川在宅支援課長 1,600万円の予算の範囲で、社会福祉協議会に委託をしております。すみません。詳細、今手元に契約の金額の詳細は持ってございませんけども、これは、この1,600万の委託料は、社会福祉協議会にこの事業を委託するための経費でございます。

○飯島委員 決算・予算、ちょっと過去に遡ってみると、平成30年というのは決算が1,000万なんですね。それで、やっぱり、1,200人ぐらいが参加していると。回数も平常どおりということなわけです。で、それが続いて、令和2年度の予算は1,358万ですか。で、また令和3年度の予算は1,617万。このほとんどが委託費だと思うんですけどもね。

こういうふうに見てくると、社会福祉協議会に委託をすると、今まで区がやっていて、かかったお金よりもずっと上がっているわけですよ。平成30年比べると、1.5倍になっている。だから中身が1.5倍よくなっているんだったら、それは納得なんですね。で、コロナの状況だから分かりません、分かりませんということですが、予算はちゃんと組んでいるわけですよ。で、委託の契約もやったということですよ。だったら、中身も、それに比例してよくなっていれば、それは納得。よくなっていなかったら、あれ、何だとなってしまうわけなんですね。そこのところが、コロナの状況だけでも、これは解除されたらこんなふうにする、その予定なんですというようなことが示されれば、私の質問はここで終わります。

○歌川在宅支援課長 コロナだからできないという、そういう話だけをしているわけではなくて、先ほどから申し上げているとおり、今までのように、区が講師の方を呼んで、今までどおりプログラムでやってくださいだけではなくて、新たなシルバートレーニングスタジオ、先ほど言った回数を増やすだとか、場所を変えるだとか、やり方を含めて、そういうことを、本来の、その、何だろうな、介護予防・フレイル対策に資するような、よりよいプログラムを作ったり、よりよい実施方法を検討したりというようなことも含めて、社会福祉協議会に委託をしております。で、それが目に見えて、参加されている方が、あ、今まで3回だったのが4回になってよかったわと、そういう形になっていないというご指摘であれば、そのとおりであると思いますけれども、コロナ禍であるからこそ、またアフターコロナを見据えて、今後の事業の在り方を、社会福祉協議会が今まで積み重ねてきた経験・知見、それから人脈等を含めて、新たなシルバートレーニングスタジオのやり方も含めて検討してもらいたい。

で、今できない部分、制約がある中でも工夫をどういうふうにしていくかということもやりながら、今、シルトレ塾という形ではありますけれども、細々とというか、やっている。この中で、会場を増やすためには、先ほど長谷川委員からもありましたけれども、区の施設以外にも何かあるかもしれない。そういうことの開拓もしていただくと。そういうようなことをトータルとして委託をして、社会福祉協議会の力を出していただくよう

な形を考えております。

○飯島委員 ちょっと、納得できないんですね。

で、事務事業概要の143ページを見ると、平成30年度から、参加の回数と参加者数がずっと書いてあります。令和2年度までですけれども。令和2年度は、これはもうコロナの影響があるのは分かっています。ですから、平成30年度、ここは平常のときでしたよね。で、50回やって、延べ1,515人というふうに書いてあります。で、このときの決算が1,000万だったわけですよ。（発言する者あり）事務事業概要143ページね。（発言する者あり）違いますか。（発言する者あり）で、決算はこのとき、これだけ50回やって、1,500人の方が参加をされて、このとき、多分1回が90分、（発言する者あり）1時間半かなと思うんで。

○池田分科会長 これは、でも、麴町区民館だけでしょ。

○飯島委員 あ、これはね。麴町区民館だけね。

○池田分科会長 はい。

○飯島委員 トータルをすると、もっと多いわけですよ。ごめんなさい。トータルするとね。だから、このときの決算が1,000万だったと。で、今度予算へ1,600万だと。そしたら、中身的にも、参加者の数も、会場も、もっと増えていくということなのか。さっきおっしゃった、アフターコロナで余計なことが加わった。例えば消毒液が必要だとか、そういう何かこれに加わってくるのかもしれない。で、それはあるかもしれないけれども、平成30年度の決算が1,000万で、今度の令和3年度の予算が1,600万というね。あまりにも違うじゃないですか。委託したらそんなに上がるもんなのか。それとも中身が変わってきて、それだけお金が必要になったという。充実させられる——充実の方向で金額が上がったのか、そこら辺が分かればいいわけです。

○歌川在宅支援課長 単純に、1,000万が1,600万になった理由、単純に言いますと、1,000万円、講師の方に報償費を払っていました。社会福祉協議会に委託をすることで、先ほど申しましたとおり、実際に今、シルバートレーニングスタジオという事業を、一つ一つの、毎回毎回の講座をやるために必要な講師の方たちは、今までと変わりません。プラスここからどういう発展をさせるのか、どういうやり方がいいのかを考えていただく社会福祉協議会の方の手間、人件費、そういう意味で、単純に言えば人件費。その部分ののっているのが600万増えている。単純な説明をさせていただくと、そういうことです。

○飯島委員 じゃあ、社会福祉協議会は、シルバートレーニングスタジオの業務を受けるに当たって、人を増やしたという、そういうことなんですか。専任の方か何か増え——付いたんですか。

○歌川在宅支援課長 社会福祉協議会の方が、現実に2人増えた、3人増えたというところまでは、私、お答えできる立場にはございませんけれども、この事業を受けるに当たって、先ほど申しましたとおり、実際に、今までのような講座をやると同時に、シルバートレーニングスタジオの在り方を検討する。ある意味コンサルみたいなこと。コンサルを考えていただければ分かると思うんですが、そういう新たな企画をしたりするには、当然人件費がかかりますので、その点、その部分が600万円ということで予算を組ませていただいているということでございます。

○飯島委員 ふーん、なるほど。じゃあ、私はここまでにしておきます。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、今まで区が担当していた分のシルバートレーニング事業を委託したわけですから、その分、何か、在宅支援課のほうで業務が増えちゃったりとかって何かあったりしたんですか、そこは。委託になっちゃった理由というか。

○歌川在宅支援課長 社会福祉協議会に委託をした理由は、トータルの業務が増えるとかということではなくて、先ほどから申しまわっているとおり、社会福祉協議会の知見、ノウハウ、そういう人とのつながりをしっかり生かしていくことが、この事業をより発展させることになるという判断です。

それから、シルバートレーニングスタジオが、イコール介護予防・フレイル対策ではないので、在宅支援課としてはトータル、トータルという言葉は何度も使って申し訳ないんですけども、フレイル対策・介護予防という事業、区民の健康長寿に向けて何をすべきか、どうすべきか、そういうことを考え、また地域、社協だけではない、いろいろな関係者の方たちの力を引き出すための仕組みづくり、こういうことにしっかり力を入れていきたいというふうに考えております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。よろしいですね。

ほかにございますか、違うところで。このページ。

○米田委員 よろず総合相談。13番のところですか。

○池田分科会長 13番。

○米田委員 で、これ、令和2年度からアウトリーチ型で訪問して、探していくと。これは非常にいいことだなと思っております。特に神田の方面から始めていただいていると聞いております。これを回った中で、どう掘り起こしていったか。で、どのような結果があって、まあ、課題もあれば教えていただきたいと。

○歌川在宅支援課長 神田のほうから始めたというのは、やはり、待っている相談ではなくて、実は、そこに、相談に一步出られない人たちがいるだろう。また、自分で困っているということを発せられなかったり、実は、支援が必要なのに、支援が必要だと感じていなかったりする人がいると。で、介護保険の認定のも受けていない、相談にも来ていない、そういう人たちで、ひとり暮らしの方。特に神田の方面は、高齢者住宅が多いということで、これは、あんしんセンターからの発意もあって始めた事業です。

そんな中で、やはり、今まで相談に来なかったんだけど、実は、もう介護認定を受けたほうがいいのか、それから、虐待の芽を摘んだとか、支援が必要な、見守りが必要だということで、こちらから、これをきっかけに見守りに入る、もしくは直接行かないにしても、近所の方たちで、そういう紹介、福祉部等で見ただけ。民生委員さんに、ちょっと、認識していただくと、そういうような事例があったという成果がございます。

一方で、それ以上踏み込まないでほしいという点での、トラブルになりかけたような事例もございまして、どこまで対応していくかと。これも先ほどの話じゃないんですけど、やはりコミュニケーションの取り方という点では、まだまだ課題があるのかなということがあると認識しております。

○米田委員 ありがとうございます。これによって救われた方もいると、私、聞いており

ます。で、今、課長でしたっけ、部長でしたっけ、どちらでもいいかも分かんないですけど。この事業、こういった形をモデルケースにして、いろんなところで展開していただきたいと思います。それが、いわゆるアウトリーチの一番いいところで、さっき部長がおっしゃった、隠れている方を掘り起こしていく。

これは大串委員も、以前、質問したと思うんですけど、神田と麴町は、ちょっと文化が違うとかいろいろあると思うんですけど、麴町の方も、こういった方がいらっしゃると思いますんで、こういったことも麴町で検討していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○歌川在宅支援課長 ありがとうございます。このやり方は、まだまだ発展途上で工夫の余地もありますし、関わる職員のスキルアップというのも大事だと思っておりますが、麴町のほうでも、神田のほうのあんしんセンターだけでなく、あんしんセンター麴町のほうも、来年以降、来年度からこれができるように取り組んでいただきたいと思いますということで、今、そういう協議を続けているところでございます。

○米田委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいなと思います。

あと、今やっけていただいておりますけど、全国的には、こういうアウトリーチ支援で物すごく成功を収めて、うまくやっけているところの団体もございまして、こういったところをしっかりと見ていただいて、参考にさせていただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○歌川在宅支援課長 全国それぞれの地域の特性を生かしてということもありますし、新たな取組をしているところを、私どもも職員がいろいろ調査をしたり、直接聞きに行ったりというようなことをしております。よろず相談というところと認知症の支援という、早期発見というところは非常に近いところがありますので、そういうところを含めて、しっかりやらせていただきたいと思います。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 じゃあ、このページは、進みます。はい。

続けて、176ページに行きます。これは1の目、最後まで、20番まで取りあえずですんでね。はい。質問ありますか。15から20です。

○岩佐委員 15番の在宅療養支援ネットワークの推進なんですけれども。

○池田分科会長 15番。はい。

○岩佐委員 はい。これは、事務事業概要の154ページ、155ページで、特にICTを活用した連携なんですけど、これは、入られたこの実績というのは、全部医療機関でしょうか。

○歌川在宅支援課長 これは、千代田区医師会、神田医師会それぞれの医療機関の方で参加していらっしゃる医療機関と、あと、ヘルパーさんとかケアマネさんとか、そのICTの機器を通じて、在宅療養をされている方って、必ず介護の——使っていらっしゃるんで、その辺の情報のやり取りをしている、そういう使い方でございます。

○岩佐委員 これ、トータルでどれぐらいの事業所と医療機関が入っていて、で、どれぐらいのネットワークになっているのかというのは分かりますか。

○池田分科会長 休憩します。



午後2時46分休憩

午後3時00分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

答弁のほうから。在宅支援課長。

○歌川在宅支援課長 この在宅支援ネットワークなんですけども、在宅療養をされているお医者様が、その対象になっている方の情報を、関わっている介護の事業者とやり取りをするというシステム。そのネットワークの仕組みに対して助成をする制度でございます。で、報告を受けている限りでは、千代田区医師会のほうで参加している機関、医療機関とか介護事業所も含めてですが七つある。神田のほうは6か所ある。そういう報告を受けてございます。

具体的にこのネットワークを使うことによって、在宅療養の方のケアがどういうふうに進められているかという、具体的などころまでは、申し訳ございませんが把握できておりません。お医者様が、自分の患者さん、在宅療養をされている患者さんに関する、介護の事業者との連絡をするシステムとして運用されているということでございます。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。

○飯島委員 20の介護施設等PCR検査。主要施策では61ページで、事務事業概要は199ページを。

○池田分科会長 199ページ。

○飯島委員 執行率が半分だったと。でも、介護施設でクラスターが発生しなくてよかったなというふうには思っています。ただ、それでよしとはしないで、改善策というのでも主要施策のほうには書かれています。

で、検査回数——この踏まえた令和4年度予算への対応という下の欄ですね。このところには検査回数の拡充及び検査手法を一部見直すことで、また受検をする方を増やしていくというふうに読み取れます。これ、具体的にはどういうことを見直すのか、おおよそでいいんですが。

○神河高齢介護課長 今の飯島委員のご質問にお答えいたします。

もともとこちらは予算の、補正予算の要求をさせていただいたときには、四半期に1回、3か月に1回程度ということで予算組みをしまして、ご提案をさせていただいたところでございます。

で、昨年度の令和2年度におきましては、そのようなペースで行ってまいりましたが、今年度入るか入らないかぐらいのところ、それが、なかなか区内の訪問型介護サービス事業所の方々が、こちらの想定どおりに多く受検されないものですから、それで、その3か月のスパンを2か月に変えるなどして、今対応しているところでございます。で、今、そういった状況でございます。それ以上のことにつきましては、今のところは検討してはおりません。

○飯島委員 シフトの都合で受検できない方もいたと書いてありますね。そうすると、そこら辺も見直さないと、受検される方が増えないということになるんですね。で、ほかに、介護施設の方から聞いたんでは、その検体を運んでこなきゃいけない。今もそういうやり方ですか。

○神河高齢介護課長 今現在は、今、つい先日までPCR検査場、九段下まちかど広場、そちらのほうで対応していたところですが、現在は数が少なくなりまして、区役所の中で、検体の検査を、抗体——その検体の採取というか、行っているところでございます。で、それをこれまでどおりまとめて検査機関のほうに送るのは変わらないんですが、いろんなところから取り集めてみたいなのは、今現在は行っておりません。

○飯島委員 こちらへ来て、唾液ですよ。採取しているわけですか。そうすると、仕事を一時その時間というのが抜けてしまうという、そういうことがあって、そこが対応できないとかね。そういう声も聞いたことあるんですね。

ですから、人手が本当に足りない、介護事業所は足りないわけですね、今。だからそこへの負担になるようなやり方だったら、受検する方は増えないと思うんですね。で、その受検の必要性は、皆さん本当に介護従事者の方、よく分かっているわけなんで、その方たちが受検しやすいように改めていかない限り、増えないと思うんですね。

で、PCR検査を本当に2か月に1回なりと、定期的に検査をしていくということは本当に大事なことで、これはもう1か月に1回だって本当はやってほしいわけなんです。で、そういった場合に、仕事に負担にならないような方策を考えていかないと、やはり増えていかないと思うんですね。で、そのためには、事業所で採取して、それを区のほうから取りに回るとかね。そういった形というのは考えられないんですか。

○神河高齢介護課長 ただいま現在の検査の実施は、医師の指導の下、看護師の立会いの下でということ、厳格に行っているところでございます。ですが、先ほど飯島委員がおっしゃったとおり、回転率を上げる、また、受検者の方が利用しやすいということにしていくためには、今、週に1回、決まった時間で行っている検査では、そんなに数が拡大していかないだろうなというふうに思いますので、ちょっとそここのところは、対応の仕方を工夫しながら、検討させていただきながら進めてまいりたいと思います。

○飯島委員 ぜひ、この執行率を、本当に100に近い数に上げていくように、どこがネックになって受けなかったのかということもよく調査をして、ぜひ、改善をしていただきたいというふうに思います。

○神河高齢介護課長 ご意見ありがとうございます。そういったことも検討しながら、進めてまいりたいと思います。

○飯島委員 はい。いいです。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、目の1、高齢者福祉費を終わります。

次に、目の2、障害者福祉費についてです。決算参考書の176ページから183ページです。障害者福祉費について、執行機関からの説明はありますか。

○湯浅障害者福祉課長 それでは、目の2、障害者福祉費についてご説明をさせていただきます。まず決算参考書176、177をご覧ください。

1 障害者への理解促進と合理的配慮の推進でございます。こちらにつきましては、障害者サポーター養成講座が、新型コロナウイルス感染症対策で、回数や定員が減となったこと。手話通訳、要約筆記及び音読業務の対象事業が減少したことなどによる執行率の低下

となっております。

次に、決算参考書178、179ページをご覧ください。事務事業名4障害者福祉事業でございます。主要施策の成果につきましては62ページ、63ページ、項番37、38をご参照ください。

こちらの障害者福祉事業でございますが、障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ることなどを目的といたしまして、様々な事業を行っている事業でございます。その中の179ページの(2)福祉タクシー券の支給、及び(3)自動車燃料費助成でございますが、障害等のある方の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券または自動車燃料費の一部を助成しているところでございます。

タクシー料金の値上げと社会情勢の変化を踏まえまして、令和2年度から月額助成額を3,550円から3,700円に拡充し、自動車燃料費助成も同様に拡充いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、外出の機会の喪失や、(5)の自動車運転免許証取得補助、自動車改造費助成などにつきましては、近年の自動車運転免許取得、または運転の機会の低下、こういったことなどと分析はしておりますが、それぞれの利用率も連動して低迷しており、執行率も低下しております。

なお、(7)の障害者在宅サービスでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、巡回療浴サービス等の利用が執行率も含めまして低下しており、(9)の一時保護及び(10)の緊急介護人助成につきましては、対象者がいなかったため、執行がゼロとなっております。

また、(12)の難聴者補聴器購入費助成でございますけれども、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の方を対象に、コミュニケーションの支援や福祉の増進を図るため、補聴器の購入の一部を助成しているところでございます。これまでは2万5,000円を上限といたしまして購入費の9割を助成しておりましたが、令和2年度から助成上限額を5万円に引き上げまして、難聴者の方への支援をさらに拡充したところ、平成30年度に13名、令和元年度に9名の実績につきまして、令和2年度には41名と大幅に増加しているところでございます。

次に、決算参考書180ページ、181ページをご覧ください。7障害者福祉センターえみふるの管理運営でございます。主要施策の成果は64ページ、項番は39でございます。指定管理者の更新がございましたので、主要施策の成果に掲載されているところでございます。なお、更新はいたしましたが、指定管理者に変更はございませんでした。

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減への対応や、今後整備する(仮称)神田錦町三丁目施設の役割の分担の整理なども必要となっております。現在では、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、衛生面等、十分配慮をいたしながら、利用者の日常生活に必要なサービスを提供しているところでございます。

次に、項番9、精神障害者就労継続支援施設の運営補助でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による看護師等の雇用ができなかったことなどによる執行残でございます。

次に、項番11、障害者サービス事業所助成でございます。人材確保及び定着を支援するため、補助対象となる施設等の職員が、産前産後休業、育児休業及び介護休業を取得した場合に、その代替職員を雇用するために施設等が要する費用を助成するものでござい

ますが、対象者がいなかったため、執行率が0となっております。

次に、項番12、精神障害者グループホームの整備・運営補助でございます。こちらも、新型コロナウイルス感染症の影響による看護師等の雇用ができなかったことなどによる執行残でございます。

次に項番13、グループホーム家賃助成でございますが、施設借り上げの助成の対象者がいなかったことによる執行残でございます。

次に項番14、障害者・障害福祉計画の改定でございます。こちらは入札による契約差金による執行残となっております。

次に項番15、（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進でございます。高齢者福祉費のほうでも説明いたしました。計画は変更となり、民間事業者募集選定支援委託が、令和3年度に実施となったことなどによる執行残となっております。

次に182ページ、183ページをご覧ください。

項番16、障害者福祉一般事務費でございます。こちらは、障害者福祉の一般事務費の予算でございます。ほかの事業に属しにくい項目を計上しております。執行の残の理由も様々でございますが、まず新型コロナウイルス感染症対策によりまして、障害者区分認定支援の訪問の休止、封入や郵送による作業減による執行残、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の延期によるチケット購入の未執行などによる執行残となっております。

私からのご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○池田分科会長 はい。説明が終わりました。

ほかにありますか。大丈夫ですね。（発言する者あり）はい。

委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 ページごとに進みますか、ごめんなさい、どこまで。

○池田分科会長 そうですね。そのほうが分かりやすいかと思うんですけども。

○長谷川委員 私が伺いたいのは178、179のところなんですが。

○池田分科会長 そうでしたら、先に176ページのところで質問ある方いますか。いいですか。すみません。

じゃあ、米田委員。

○米田委員 176ページの合理的配慮のところ。これ一つだけ聞かせてください。

公共団体では、これ努力義務ではなくてやっつけていかないといけないんですけど、民間事業者は努力義務から、もうやっつけていかないといけないというふうにしフトされました。そこで区として、どういうふう民間事業者にそういうふうなことを促進していくかという取組があったら教えてください。

○湯浅障害者福祉課長 こういった制度につきましては、なかなか民間事業者の方、制度が変わったということについて把握ができていないところも多いかと思えます。そういった中で、区としては、いろいろな機会を踏まえまして、変わったんですよと。これは東京都も国も含めてそうなんですけれど、制度についてはいろいろな方法で発信はしていく予定でございます。

○米田委員 多くの企業がある千代田区だからこそ進めていかないといけないと思います。課長がおっしゃったように、国や東京都でもやるんですけど、しっかり区としても、バリ

アフリー対策、企業もやっていかないといけないということをしっかり訴えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○湯浅障害者福祉課長 米田委員おっしゃるとおり、啓発はかなり重要だと思っております。千代田区といたしましては、大企業よりも中小企業ですとか、そういったところ、支援も含めて、いろいろ考えていきたいと思っております。

○池田分科会長 はい。このページほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、次のページに行きます。

長谷川委員。

○長谷川委員 178、179ページの4の障害者福祉事業のところで、(2)番の福祉タクシー券の支給についてです。以前にもタクシー券が370円になって使いづらいということがありましたけども、事務手続上、それはこちらのほうが、何でしょうね、楽というんですかね、手続が簡易的になるというお話でしたので、そこは仕方ないのかなと思いましたが、やはり使いづらいという声があります。ほかの区とかもどのようにしているかということ把握していらっしゃいますかということと、その370円の券の1メーターの料金で行くということはずまいので、そうすると、やはり以前の500円券、100円券のほうが使いやすいという声がありますけれども、そこをまた元の形に戻すというような検討はされるかどうかのことをお伺いしたいと思います。

○湯浅障害者福祉課長 まず、制度を変えた理由なんですけれども、基本的に、これまで令和元年度までは、タクシー会社の数が68社でございました。令和2年度から制度を変えて全国で使える約4,000社というようなところで利便性を向上させたところでございます。ただ、こちらの委託を一部委託業者のほうに引き渡したことにより、委託業者のルールといいますか、やり方でしかチケットのほうを活用できないというところで、一律の金額で1種類というところで事業者のほうからお願いがあったところで、区としてはこれを飲み込んで一律370円という形を取ったところでございます。

この370円というのは初乗り料金から障害者の方の1割引きの必ず誰しもが使う金額でございます。ですので、一律幾らというのは、これは正直決めの問題でございます。お釣りがあったほうがいいのかないほうがいいのか、計算しやすいほうがいいのかにつきましては、今現在、いろいろご意見を頂いているところでございますので、改めて実績を調査しております。こちらの調査を行いまして、ただベストはないと思います。ベターがどこなのか、ちょっと制度の運用を模索しながら来年に向けて改善も検討しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○長谷川委員 令和元年度のときは枚数ごとのシールを頂いて貼り付けてというようなことをしていましたが、今回は枚数ごとの金額を印刷してあったりとかというところではご配慮いただいたかなとも思いますけれども、また引き続きここは使い勝手がいいように、皆さんそれぞれ違うとは思いますが、ご検討いただきたいと思っております。

○湯浅障害者福祉課長 できるだけ皆さんがご利用しやすいように制度を構築していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○池田分科会長 関連。

米田委員。

○米田委員 長谷川委員の意見も私のところに届いていますので、しっかり検討していただきたいなと思います。これ委託されているということなんですけど、委託会社に対して、例えば手数料とかあると思うんですけど、この手数料というか、これは幾らぐらいなんですか。

○湯浅障害者福祉課長 ちょっと細かいところまでは概算のほうが出ないんですけども、基本的にざっくりとした手数料というと、1枚当たり40円の手数料という形で区としては考えております。

○米田委員 これは、ほかの区でもこの委託会社を使っているところが多いわけですか。

○湯浅障害者福祉課長 令和元年度につきましては、千代田区が東京で初めてこちらの制度を導入いたしました。以降、ほかの区につきましても拡充しているというようなことをこのチケット会社のほうから聞いております。現在では、2区、3区と大規模区も含めてこちらの制度を活用しているところが増えているという報告を受けております。

○米田委員 だんだん増えていると。分かりました。

それで、さっき長谷川委員がおっしゃっていたんですけど、使いやすい500円、100円、こういったことをすることによって、委託会社とか、そういったところの手数料が高くなるとか、そういうのはあるんですか。

○湯浅障害者福祉課長 結局チケットの枚数が増えれば、種類が増えれば、それだけ手数料が増えるということになります。

○米田委員 増えれば、この1枚40円の手数料が増えると。ただ、課長がおっしゃっていただいたように、千代田から始まって増えてきたと。これ、増えることによって、この1枚当たりの単価の交渉、単独で千代田区だけでやるのは厳しいかも分からないですけど、団体で、東京23区使えるようになったら、そういう交渉も僕はできると思うんです。で、そういった交渉もやっていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 千代田の規模ですとなかなか難しい交渉も、大規模区ですとか、複数の区がそろえば事業者のほうももしかすると検討していただけるかもしれないので、そういったところは他区の情勢も見据えて、千代田区の制度としてできる限りいい方向に改良ができれば、こちらでも検討してまいりたいと思います。

○米田委員 ぜひよろしくお願いします。

あともう一点なんですけど、チケットということで、これが多分今恐らく一番使いやすいんでしょうけど、行く行くはキャッシュレス化とか、お釣りの釣銭とか、追い金とか、そういうことを考えるとキャッシュレス化というのは考えられるんでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 区といたしましても、できればそういった方法が取れば一番便利ですし、区としての会計も間違いなくできるんじゃないかなとは思いますが、残念ながら今の段階で、ICカードですとか、そういったカードを使ったような仕組みというのは今のところできていない状況でございます。

○米田委員 これで最後ですけど、そういったことも含めて、ちょっと時間を要するかも分からないんですけど、しっかり検討していただいて、調整していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 米田委員ご指摘のとおり、また長谷川委員もご指摘いただいたとおり、利用者の方ができるだけ使いやすいような制度として日々検討してまいりたいと

思います。

○飯島委員 この事業で。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 この事業というか、同じ福祉タクシー券を高齢者のほうにもということでの質問なんですね。ですから在宅支援課になると思うんですけども、これはまあ目的としては障害者の方の社会参加と生活圏の拡大ということになっています。高齢者で手帳は持っていないけれども、下肢体幹、内部障害というのが手帳を持っている方と同程度という場合もあるわけですね。で、その場合は手帳を取ればいいのかもかもしれませんけれども、高齢によるということがある場合には、やはり在宅支援課のほうで福祉タクシー券というのを高齢者のために考えてほしいということ、何回も取り上げては言っているんですが、やっぱり区民の方からも、信号が渡り切れないとかね、そういう声も頂戴していて、何とかタクシー券というのが高齢者に支給されないものかという声をもう本当に再三頂くんですね。そこのところをちょっと在宅支援課のほうでも考えていただきたいというふうに思うんですが、ちょっとどこで質問していいかわからなかったんで、今ここで言います。

○池田分科会長 福祉タクシーの件ですね。

○飯島委員 高齢者のね。

○池田分科会長 在宅支援課長。

○歌川在宅支援課長 高齢者の外出支援という、生活のQOLを上げるためにも、また生活そのものを支えるためにも外出をするために必要なという視点は、それはもう当然必要だと思いますが、非常に難しいのは、どこまで助成をするかということになると思います。対象者の区切りもですね。今おっしゃったように、内部疾患があつてとか——障害者手帳は、もう高齢になってからだと加齢に伴う場合は取れませんので、そういう人たちをどこまで支援するかということになると思います。介護保険の制度もあり、プラス一般施策でどこまで、例えばやっぱり生活をするために買物に行くのか、生活に絶対必要な病院に行くときに使うのか、そういう目的も様々ある中で、どういう形で支援ができるのか、タクシー券という一つの考え方もあるでしょうし、もしかするとデマンド交通のようなものを考えるというやり方もあると思います。その辺の課題認識を持って研究はしていきたいと思っております。

○飯島委員 いいです、それで。

○池田分科会長 はい。

別のところでいいですよ。長谷川委員。

○長谷川委員 同じく4番の障害者福祉事業の(10)緊急介護人助成です。

○池田分科会長 緊急介護人助成。

○長谷川委員 はい。今回、これ、執行率で、執行なかったということでゼロになっているんですけども、なかなか預けるのにほかのサービスを使って、予定が事前に分かっていたらほかのことでほかのサービスを利用するんですけども、本当に緊急に何かあったときに、頼むときにお願いできる先がないということがあるので、家族間で工夫をしたりしているところだと思います。で、このコロナ禍でなかなか難しい状況でも工夫されていると思いますけれども、もっと周知をしてどんどん使っていただけるようにしてはどうかと思いますけれども、この何か登録をされている方も少ないのかなと思うんです

けども、その辺りはいかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 こちらの制度、非常に難しい制度でもございます。やはりどこまで登録されてどこまで知り合いや親族がやるのかというところで、場合によってはそういった中でもこちらの助成で申請されて助成金を頂いているような方も見受けられます。ですので、こちらの制度自体も千代田区のほうで運用につきましては他区の状況を見ながら日々どういった形が一番理想なのかというようなところを検討しているところではございますけれども、今現在、利用者が上がらない中で、なかなか皆様の声というの聞き取りにくいというようなところもございます。一方で、医療的ケア児のほうで、子どものほうも枠を広げてほしいということで陳情なども出ているようでございますので、こういった機会を契機に、もう一度改めてこの制度の見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

○長谷川委員 ぜひ検討をしていただきたいと思います。それで、この数字が出てこなかったということは、やはり家族間で工夫したりしているということだと思んですけども、それでやっぱりヤングケアラーとか、そういうところの負担が行っているのかなと思うのと、この手続上、また煩雑だったりすると、なかなかそこをこの助成に頼ろうかなという方がいなかったりするのかなと思うので、手続も簡単にできるような工夫と周知を今後しっかり進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 さほど難しいような手続ではないという認識ではございますが、見直しの中でそういったご意見も踏まえて検討してまいります。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○池田分科会長 ほかにございますか。

○米田委員 同じページの(12) 難聴者補聴器購入助成費用です。これ、令和2年度から引き上げていただいて大きく伸びました。これは努力していただいてありがたいなと思っております。この中に、私も1回言わせていただいたんですけど、5年たったら買換え、買換えの部分の形の方はいらっしゃるんですか。

○湯浅障害者福祉課長 申し訳ございません。今ちょっと買換えか新規かという資料を手元に持ち合わせてございません。お調べしてお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○米田委員 後で結構ですので、言っていただければと思います。ここで大事なのは、ここにも書いているんですけど、主要施策の成果のところ。買ってすぐやめてしまう方が結構いらっしゃるんです。で、これの大きな要因というのは、耳が悪いんで、今まで聞こえてなかった雑音結構入るんですよ、クラクションとか車が走っている音とか。それが非常に煩わしくなるんです。で、そのことに慣れてもらう必要があるんですよ。そういったところのケアとか、区でせつかく助成しているんで、買ってもらって使わないということにならないようにするためのケアとかはどのようなことをやっていらっしゃいますか。

○湯浅障害者福祉課長 こちらの助成の金額を上げた理由の一つとして、コーディネートの手数料がかかるというところも、大きく理由としてございます。ですので、まず最初に補聴器のフィッティングのコーディネート、いろいろ協会ですとか販売店によって認定されているところがありますので、そちらの推進がまず必要かなと。よく通信販売とかで



買われてしまったりとか、そういう方もいらっしゃるんですけど、やはりそうなるとたんす補聴器みたいな感じになってしまう例が多いということも聞いておりますので、正しく使えるようなやり方、そしてケアできるやり方、こういったのをまず購入される時に啓発するような形で、申請書もしくはチラシなどに掲載を行いまして、できるだけ補聴器をうまくご利用いただけるように啓発しているところでございます。

○米田委員 これ、使っていく中で電池式と充電式と両方あるんですけど、そのところが高齢者の方だと分からなくなったりするんです。これが今課長がおっしゃったように、販売店でフォローしてくれていたらいいんですけど、これがなくなるともうまたびたっとやめてしまうんですね。せっかくの補助しているやつなんで、そういったところもこちゃんと書いているんですけど、アンケートすると。このアンケートの下でしっかりまたどういったことができるか、この辺も検討していただきたいと思うんですけど。

○湯浅障害者福祉課長 米田委員のご指摘を頂きまして、そちらの検討も併せて考えていきたいというように思います。

○米田委員 上限上げていただいてありがたいんですけど、実際に買うと5万円フィッティング入れても買えるんですよ、ぎりぎりのところは。それでもやっぱりまだ一番下のランクなんです。で、上げていただいたんですけど、さらに両方つけたほうがいいという案もありますので、この金額の検討、これ来年度に向けてできればやっていただきたいなと思っているんですけど、いかがですか。

○湯浅障害者福祉課長 今現在、補装具の補聴器、こちらとほぼ同じぐらいの水準か、もしくは下手すると超えるぐらいの金額、また、他区の状況を見ると非常に突出した制度となっております。今現在、補装具とのバランス、要は障害を持たれている方の補聴器よりも高いものがこういった助成で買えてしまうという逆転現象が起きると、ちょっと制度としてなかなか難しいものがありますので、今現在ぎりぎりのところであるということのご認識をご理解いただくとともに、また補装具の補聴器の助成、フィッティングの金額を上乗せしてみたいなことも今のところ制度として考えられているようですので、こちらがまた上がればそういった検討もされるというようなことになると思いますので、今現在はご理解いただきたいというように考えてございます。

○飯島委員 関連。

○池田分科会長 関連で飯島委員。

○飯島委員 聞こえの問題は本当に認知の問題と連動していくんで、このような施策本当によかったなというふうに思っています。ただ、聞こえの相談というか、それを専門家の方に来ていただいて、相談日を設けて、1年に1回でもいいです。耳の日って、何か3月3日でしたか、そういう日設けて聞こえの相談を行う、補聴器も見てもらえますよみたいな、あなたは補聴器が必要ですねというふうに言ってもらるか、そういうような相談日というのを年に1回でもいいから、ちょっと設けていただくことも検討していただきたいというふうに思うんですね。区民健診に聞こえのことで入れていただいたのも本当にあれもいいんですけども、何かそういうことを考えられないか、いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 こちらの制度なんですけれども、障害者福祉課で取り扱っているのですが、障害をお持ちじゃない方が対象ということで……

○飯島委員 ああ、そうね。

○湯浅障害者福祉課長 非常に難しくなっています。で、大体9割5分ぐらいの方が高齢者の方となっていて、それ以外の方は児童、子どもの方なんですけれども、そういった中で、また障害をお持ちじゃない方をターゲットにこの講座を開いていくというのが、ちょっと我々がサービスを提供している利用者の方とターゲットが違ってきてしまうのかなというところで、今のところ飯島委員のご指摘の講座というのは、ちょっと難しいのかなというように考えてございます。

○飯島委員 講座というか、これはまた在宅支援課になってしまうかもしれませんが、高齢になった場合に、聞こえというのが自分で気がつかないという場合もあるわけですね。で、周りの方から、ちょっとああいう相談日があるから行ってみたいいな、そういうような相談なんです、講演というよりね。専門家の方がいらっしゃるわけだから、まちの中にはね。耳鼻科のお医者さんであったりということもあると思うんですけども、で、また自分が使っている補聴器がどうも具合が悪いなということで、たんす補聴器になっている場合も含めて、そういう方に相談日を設けてということの提案なんです。これは他区でもやっているところあるんですね。で、そういうことをちょっと検討を在宅支援課と併せてお願いしたいと思います。

○歌川保健福祉部長 飯島委員のご質問にもありましたけれども、昨年でしたか、区民健診、長寿健診の中で聞こえにくい方については、そういうことでチェックを入れていただくと耳鼻科のほうに行っただけというような仕組みを入れたところでございます。確かに聞こえにくくなるというのは加齢に伴って起きてきて、それにだんだん気づかないうちにそれが認知につながるというようなことはよく言われておりますので、大事なことでございますけれども、単純に相談日をどこかで設けるというやり方もあるでしょうし、今始めた区民健診に関わる聞こえにくさの聴覚の検査をするというようなところをもう少し普及する中で、またフレイル対策のほうでフレイルチェック等も今後検討していきたいというふうに思っておりますので、そういうところで取り入れられれば取り入れていきたいというふうに検討していくつもりでございます。

○飯島委員 いいです。

○池田分科会長 はい。（「委員長、休憩」と呼ぶ者あり）

はい。休憩します。

午後3時40分休憩

午後3時42分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

続けて質疑を受けます。どうぞ。

○長谷川委員 次行っていいですか。

○池田分科会長 ちょっと待ってくださいね。この178ページはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

それでは、次のページに行きます。180ページです。

長谷川委員。

○長谷川委員 180ページ、181ページ、6番の障害者よろず相談のところ。これは事務事業概要の286、287です。

この287ページの実績のところで見ると、居場所づくりの主催イベント66人になっているんですけども、これはどのようなイベントで実施回数は書いてないんですけども、回数は何回でしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 こちらにつきましては、ひきこもられている方や千代田区内の障害者関連施設へ参加されていない潜在した障害等のお持ちの方に向けた音楽イベントですとか、障害等をお持ちの当事者やご家族の方に関心の高い講座、例えば障害年金講座などを開催しているところがございます。大卒な内訳ですが、音楽イベントなどが17回、障害年金講座が10回、そのほかが6回ということになってございます。

○長谷川委員 何か随分偏りがあるように感じるんですけども、年金の相談とかでいうと、相談じゃない、講座で言うと、皆さん1回手続すれば障害年金って終わって、更新のとき、更新というか見直しの時期にまた必要になるのかなというぐらいなんですけども、この回数やるのであれば、具体的に手続の同行支援であったりとか、個別相談のほうが具体的に役立つんじゃないかなと思いますけれども、ほかの講座についても、利用者さんのニーズを考えてやっていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 ニーズにつきましては一定程度調査はしていると思います。特に障害年金講座などは、やはり皆さん関心が高かったり、あとはついに住みかの話ですとか、親亡き後、こういったことについてはニーズを捉えて実施しているものだと認識してはございます。しかしながら、長谷川委員ご指摘のとおり、ちょっと偏りというか、繰り返して同じようなことが実施されているというところは、これはご指摘のとおりでございますので、そのほかにももう少しニーズの調査を増やして、多様な講座の企画なども考えていきたいというふうに考えてございます。

○長谷川委員 音楽の講座というか、イベントについては、私もちょっと調べたりとかしたんですけども、まあ音楽を聞いてその場で居場所づくり、リラックスしてというのはいいんですけども、時間帯がお昼の時間帯とかで、利用する人が在勤者のほうが多いかなと思うのがちょっと気になったところです。

あと、そうですね、参加者が減っているところで、コロナ禍で出かけて相談に行くということがなかなかしづらいたした令和2年度だったのかなと思います。そういうところでは、メールであったりとか電話相談が増えるのかなと思ってはいたんですが、そこはあまり増えていないんですよ。で、相談を待っているというよりも、アウトリーチというか、どうやって周知して引き出していくのかという工夫をされていくことが必要かなと思います。例えばリモートの相談とかZoomも使った相談も一つかなと思いますけれども、利用者さんが減っている理由、増えない理由とか、来所しなくてもできるような工夫をされているのかのことにしてお伺いしたいと思います。

○湯浅障害者福祉課長 在勤の方が若干多くなるというのは、場所的に毎日ビルディング等々やはり立ち寄りられる方が多いというのは、これはなかなか難しいかなというふうに思っております。さらに区民の方をもっと呼び込むべきだというのはご指摘のとおりだと思います。

それから、参加者数の減少でございますが、基本的には訪問される方が少なくなっているということが要因だと思われま。で、相談件数なんですけれども、こちらが少なく

なっているということに関しても同じようなところだとは思いますが、本来であれば電話ですとかメールですとか、そういった件数が増加してもおかしくないんじゃないかというのはご指摘のとおりだと思います。詳細につきましては、今ちょっと分析を進めているところでございます。

それから、相談の内容でございますけれども、対面だけではなく、リモートですとかオンラインというところは、今年度10月、来月から順次開催する予定で今準備を進めているところでございます。

○長谷川委員 たくさん使っていただく工夫をぜひしていただきたいところですけど、リモートが10月からというのがちょっと遅いかなと思うんですけど、去年の段階からもうコロナ、大分感染者数増えているところでは、何で10月からなのかなという感じがします。普通の一般企業においても、もうリモートが進んでいる時期でしたよね、去年だったらという感じがするんですけども、一般企業でも進んでいるぐらいですから、モフカさんのお願いしているMOFさんも企業として、株式会社でしたっけ、そこはスピーディーに進められるのかなと思っていましたけども、何かそのできなかった理由、10月になってしまう理由というのが分かったら教えてください。

○湯浅障害者福祉課長 昨年からのコロナ禍の状況の中、給付金の支給手続などによりまして、イレギュラーに視覚障害をお持ちの方などのアウトリーチですとか、そういった事務なども増えておりました。しかしながら、ご指摘のとおり、もう少し早く実施しておくべき、実施できるべきではないかというのはそのとおりだと思います。そういった中では、もう少し早く早期にいろいろな対策ができるように今後は注意していきたいと考えてございます。

○長谷川委員 はい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

で、そのイベントの周知についてなんですけれども、ネットで調べると、その案内とかで時々見かけるのですけれども、チラシとかを見たことなくって、どんなところに置いていらっしゃるのかなというのがちょっと分からないんですけれども。例えば、各出張所であったりとか、何かこう、人の、何というんですか、障害をお持ちの方とか、発達障害の方のお出かけになるであろう先に置いてあることが必要なかなと思いますけども、その配付先の案内と、あと障害をお持ちの方とかは、比較的いろいろ調べ上げてから、その上で各相談機関に相談したりとか、ほかに何かないでしょうかというようなことを聞いているんじゃないかなと思うんですね。で、モフカさんの発信しているSNSとかを拝見すると、比較的、何というんでしょうね、国とか都の、また区のお知らせを貼り付けているようなものが比較的多いので、それよりも独自の専門性を持った発信とか、もっとこういう相談をしていますよとかというようなことをたくさん発信していただきたいと思ひますけれども、その工夫が今後できるのかどうか、お伺ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 啓発でございますけれども、区のホームページですとか、モフカでSNSも発信しております。こういったところすとか、ほかの事業所、こちらの会合すとか、訪問、こういった機会を利用して啓発をしていると報告を受けてございます。令和3年度ですとおよそ34か所程度実施をしているという報告を受けてございます。

それから、ご指摘のあった情報発信についてでございますけれども、モフカとしては

しっかりと発信しているという認識だとは思いますが、そのような印象を持たれているということであれば、今後はもう少し専門性を高めたり、独自の発信ができたりというようなところで、より数多く発信ができるように努めてまいりたいと考えてございます。

○長谷川委員 専門的なところはもっともっと発信していただきたいと思っています。

それで、実際に利用者さんのフォローとか、いらっしやっただ後のことについてお伺いしたいと思うんですけども、相談とか居場所で利用された方々が、その後、イベントの後にどのようにフォローされているか、そういう例えば記録であったりとか、参加する方がいつもと違う雰囲気だなとかとったりとかするようなことがあれば、職員間で情報共有が必要かなとったりするんですけども、利用者さんのケースフォロー、アウトリーチにつなげるとか、そういうところの記録、また区との情報共有ですね、そういうところ、その数値の統計とか、そういうところがどのように情報をやり取りしているか教えてください。

○湯浅障害者福祉課長 まず、ケースフォローでございますけれども、基本的にはそのケースケースによってやはりそれぞれ違ってくると思います。基本的には1件ずつ内部のほうでミーティングを設けるなど、それぞれごとに方針を決めているということをお願いいたします。また、そのフォローが足りないような、イベントだけ参加した方などにつきましては、そのようなフォローとは分からないように、何かしら講座の案内を送ったりなど、そういった連絡をしていることもあるというようなことも報告を受けてございます。それから、カルテなどの相談内容のデータ等につきましては、基本的にモフカのほうで管理をしております。ですので、区との中では、基本的に委託事業でございますので、その相談内容等につきましては、依頼があれば提供いただくというところではございますけれども、データの共有ですとか、そういったところ、また、統計資料につきましてもモフカ独自で管理しているの、ちょっと依頼をして作るなどについては若干時間がかかるというところは課題としてございます。

○長谷川委員 数字のところを言うと、この事業実績のところも区内区外とか分けていないんですね。そういうところももうちょっと丁寧に報告をしていただければいいのかなという印象があります。で、区との情報共有を本当に大切ですので、その方その方の情報を、何か心配事ですかね、不安なことを区のほうにも情報共有していただきたいと思えます。特に夜間の相談とか、急を要する場合とかがあるのかなということを心配しますが、夜間の相談についても記録を取って、例えば本当に保護が必要なのかとか、もう自殺したいんですみたいな緊急的な相談について、区のほうにちゃんと報告が行っているのか、その記録の取り方、どのようにされているかなと思います。例えばそういうことも含め、今までのほかの方々のカルテなども専門性を発揮できるケースフォローのために各関連機関とのケース会議みたいなことを開かれているかどうか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○湯浅障害者福祉課長 夜間等々、モフカが開設していないときの情報につきましては、電話などによる24時間体制というのは基本的にできているような状況ではございます。ただ、その時点での情報の管理というところは、なかなかデータ分析できるところまでしっかりとしたカルテが作れているかどうかというところは、ちょっとできていないような部分もございまして、長谷川委員のご指摘を踏まえてもう少し改善していきたいと

いうように考えてございます。

それから、ケース会議などを実施されているかということに関しましては、定期的に区とも会議を行っていますし、必要に応じてえみふるですとか、ジョブ・サポート・プラザ等と定例会の会議に参加するなど、定例的に会議の参加はしているところでございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。ぜひぜひ、ひきこもりというか、発達障害とか、なかなか障害と言っているのかどうかも分からない、気持ちの心のコロナ禍でいろいろ思うことがあったりとかする方々にとっても居場所になるような工夫をしていただきたいので、もっともっと発信をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○湯浅障害者福祉課長 いろいろご指摘いただいた点含めて、今後、モフカと共に分析や研究、何か事業に発展的に展開できるような形で、今後ご指摘を受け止めまして対応してまいります。

○長谷川委員 お願いします。

○岩佐委員 関連でいいですか。

○池田分科会長 関連で、岩佐委員。

○岩佐委員 今、長谷川委員のほうからもいろいろと指摘がありまして、こちらのよろず総合相談事業は、3年間、事業者としても再選定されているんですけど、今までずっと、まあ、やってみないと分からないとか、新しい試みだから分からないとか、周知されていないからまだ伸びないとか、まあ割と決算のたびに具体的な事業実績がそんなに分析されないまま年を越してきたなという印象なんですね。

ただ、今の長谷川委員の指摘なんかを聞いてみても、実際のコロナ禍でのアウトリーチですとか、そういったことでいろいろと見えてくるものもたくさんあったと思うんですね。今、一つ一つやっぱり改善、しっかり展開してまいりますというご答弁も頂いているんですけども、個別のこと一つ一つだけではなくて、やっぱりこれ3年間やってみて、あるいはコロナ禍での対応も含めて、見えてくるもの、積み上げてきたものを全部しっかり分析した上で、根本的に居場所事業だったりとか相談事業だったりとかの、もともとの趣旨からどうだったのかということは、しっかりと元の元で見直す。見直すというか、検討していかないといけない時期じゃないかと思うんですね。そこについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 岩佐委員ご指摘のとおり、選定3年を踏まえて一度更新をしているところでございます。その中でも、これまで頂いたご意見等々、課題を洗い出して選定後の事業に反映しているつもりではございましたが、今現在でもいろいろとご指摘を受けているところ、こちらにつきましては反省しているところでございます。現時点でのご指摘などを頂いているところを踏まえると、さらなる研究・分析が必要だというふうにはお思いますので、また、今現在の更新の契約期間3年というところでございますが、もう早期に次期選定を踏まえるような形で検討をできれば始めてまいります。今現在、障害者支援協議会の中で相談支援部会なども開催しているところでございますので、そういったものも活用して、改めてモフカの方向性について議論してまいりたいと考えてございます。

○岩佐委員 ぜひ見直していただきたい。特に、基幹相談支援ということに関しては、厚労省のほうでも、じゃあ何をもって基幹相談支援がどうあるべきかというのが、これだ

というのがあられるわけじゃない。その地域の特性もあるし、特に千代田区というちょっと特殊な地域の中で、どういうふうにやっていくかというのはモフカとえみふるで基幹相談支援担っていきますよと。そういうご説明をずっと受けてきたけれども、結局モフカがあり、えみふるがあり、いろんな事業、サービスがあって、じゃあ窓口がたくさんあることが本当にいいのかというと、じゃあ逆に窓口からこぼれ落ちる人もたくさんいてしまうという、そこをどうやってしっかりと皆さんに利用していただくかということになると、ちょっとやっぱり整理ができていないように見えるんです。だから、基幹相談支援ということをしかりとどのように区として捉えていって位置づけていくのかというのを、特に今年の障害者支援協議会では面的整備を進めていく、地域生活支援拠点の面的整備を進めていくよと。で、その中でも、また今年は重層的相談支援体制の検討は令和3年度の重点的な成果目標だと、そういったこともご説明、主要施策の効果に書いてあるので、そうしますと、やっぱりどのように今ある様々な施設があると思うんですよね。そういった区内の施設や資源を最大限に効果的に、あるいは活用するにはどうしたらいいかということ、いろんな場所とかも含めて、あるいは利用者さんの動線とかも含めて、ぜひこれは前向きに考えていただきたい。相談支援機能、基幹相談支援というのの在り方というのをしっかりと検討していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○歌川保健福祉部長 貴重なご指摘をありがとうございます。私どもも手探りをしながら、この基幹相談支援の在り方、面的な整備ということで基幹相談の面的整備ということを考えております。また、長谷川委員も含めて、モフカの課題、いろいろ頂いております。まずは居場所づくりというところもあり、ああいう場所を選んでいるわけですがけれども、場所の問題、それから機能の問題、また事業の分析ができるようなデータの管理、そういうことも含めて、まずはやる。そして基幹相談支援の面的整備、地域生活支援拠点の面的整備という観点の中でのモフカの位置づけというのをしっかりと検討していきたい。今ございましたように、障害者支援協議会の中でもこれ一つの大きな課題になっております。

先ほどのご指摘にありました、いつまでも今後課題ですでは済まされないというご指摘をしっかりと受け止めて、検討を行って、一定の方向性を確認して、次の計画に反映していく。次のモフカの事業者の選定も、今年は、来年で終わりだから慌てて選定しなくても、きちんとその辺り客観的に皆さんに判断いただけるような選定ができるように準備を進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○池田分科会長 いいですか。

○長谷川委員 別のところでいいですか。

○池田分科会長 はい、どうぞ。長谷川委員。

○長谷川委員 180ページ、181ページの15番の神田錦町三丁目福祉施設整備の推進のところです。

なかなか事業が遅れてきているのはお話は伺っているんですけども、説明会のところでも、私、参加させていただいてはいますが、なかなか折り合いというか、地域の方々の思いと、障害者側の早くやっていただきたいという思いと、いろいろお考えのご意見を頂いたのを伺っています。でも、これは区としてとても重要な施設、なくてはならない施設で、一定程度必要な数がなければならない。そういうところでは積極的に進めていた

だきたいと思いますけれども、やっぱり地域の方々のご意見も丁寧に対応していかなきゃいけないなと思うんですが、そこの進め方について、また改めてお話を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 長谷川委員おっしゃることもごもっともだと思います。こちらの施設自体、共生社会の実現に向けて地域に喜ばれるような施設になるため、やはり一定程度協議を進めていくというのは必要かと思っております。しかしながら、当初の予定よりも1年度今後ろ倒して遅れているということ、こちらにつきましては反省はしているところではございます。今現在では令和8年度に向けて予定どおり今のところ進んでいるところではございます。また、皆さんに納得100%していただけるような状況というのは難しいと思うんですけれども、これまでにないような代案等々含めて、今現在、社会福祉法人の選定に向けてやっている中で、並行して、もう少し皆さんにご納得いただける方法がないかということを含めて検討するということを始めたいと思います。できる限り早い結論を出して、皆さんに納得いただける施設を考えていきたいというように考えてございますので、もうしばらくご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員 はい。よろしくお願い致します。

○池田分科会長 よろしいですか。

○長谷川委員 はい。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、180ページを終わります。

続いて、182ページ、16番の項目が残っていますけど、こちらは質問ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、目の2、障害者福祉費を終わります。

次に目の3、高齢者施設整備費及び4の障害者施設整備費については一括で調査をいたします。決算参考書の182ページから183ページです。

高齢者施設整備費、障害者施設整備費について、執行機関から説明はありますか。よろしいですか。（発言する者あり）はい。

委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、目の3高齢者施設整備費、4障害者施設整備を終わります。

以上で、項の2、高齢者、障害者費について調査を終了いたします。

続いて項の3、生活保護費の調査について、項の3、生活保護費の目は二つです。生活保護総務費と扶助費です。事業数が少ないため、目ごとに説明を受け、質疑は項でまとめて行います。決算参考書182ページから183ページです。

まずは、目の生活保護総務費について、執行機関から説明はありますか。

○小阿瀬生活支援課長 ありません。

○池田分科会長 はい。



続いて、目の2、扶助費について、執行機関から説明はありますか。

○小阿瀬生活支援課長 ありません。

○池田分科会長 はい。

それでは、生活保護費の項全体で委員からの質疑を受けます。よろしいんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で、項の3、生活保護費について調査を終了いたします。

本日、調査予定をしていた保健福祉部所管の一般会計歳出のうち、保健所所管以外の部分を終了しました。

明日も、午前10時30分から、一般会計の歳出のうち、保健所所管部分など、また一般会計の歳入、国民健康保険事業会計の歳入・歳出、介護保険特別会計の歳入・歳出、後期高齢者医療特別会計の歳入・歳出を行います。

以上で本日の調査を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時12分閉会